

昭和五十四年五月

住友修史室報

第三号

請願書

銀行開設以來日尚淺、係是日、繁盛、機運、  
 向社會對相、信用、得意、故又他行、  
 漢、之、字、聲、行、住友家債、家、稱、泉屋、  
 住友家、指、信用、云、以、我、泉屋、銀行、是、  
 又、以、今日、競、争、之、事、多、數、銀、行、排、頭、地、  
 振、益、聲、行、信、同、登、輝、聲、行、名、譽、以、住、友、  
 家、名、稱、之、以、及、勉、之、所以、然、今、全、國、市、場、  
 情、勢、益、趨、於、聲、行、之、事、業、遂、在、重、項、之、額、額、  
 止、得、也、至、  
 止、得、也、至、

泉屋銀行

明治二十二年二月

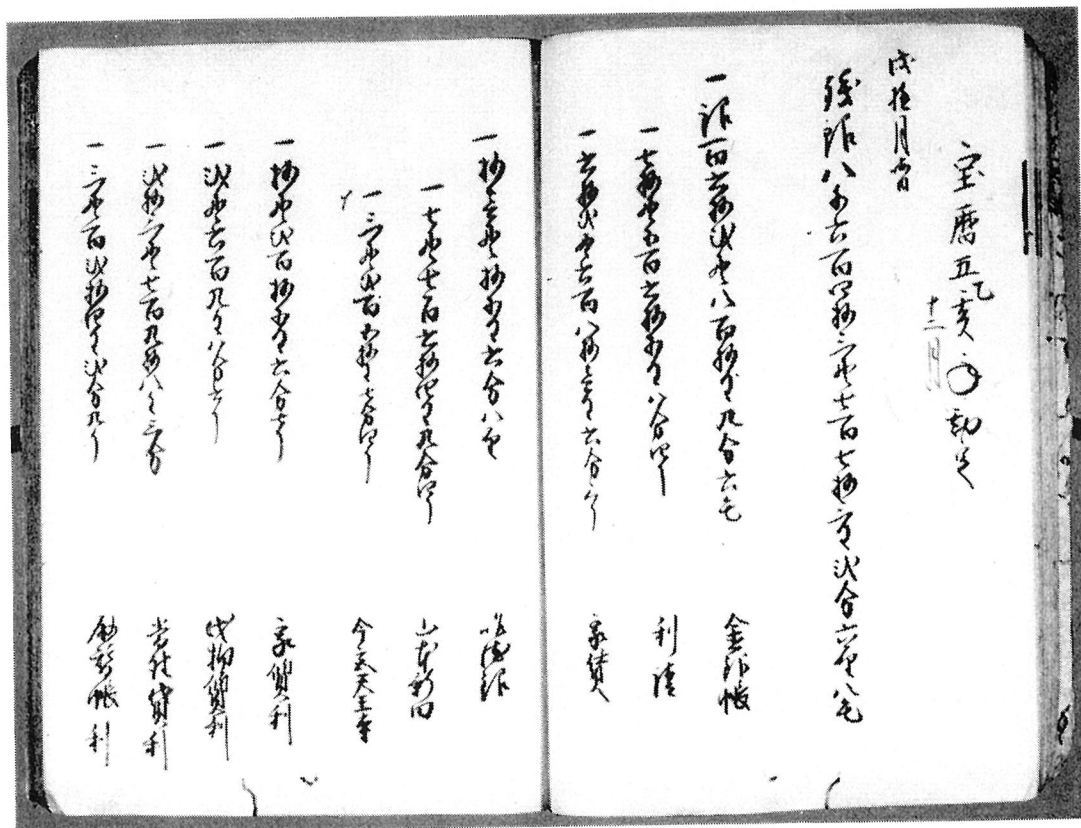
杉本勘十郎  
廣瀬満五郎  
泉屋銀行  
香村文太郎

古子英十郎

住友御下  
重役御中

貴社利便、紹介、得、事、  
 一、有、公、債、證、券、對、是、百、圓、日、步、存、厚、到、以、利、子、  
 支、持、事、  
 一、帝、行、業、業、乃、諸、世、薄、監、視、之、事、  
 右、謹、而、請、願、任、候、以、上、

泉屋銀行請願書



元方帳(宝曆九年)

## 目次

泉屋銀行について……………	宮本又次……………	1
近世住友の決算簿について……………	今井典子……………	15
廣瀬宰平欧米巡遊日記(下)……………		31
廣瀬宰平欧米巡遊について(承前)……………		46
後記……………		49

口 絵 泉屋銀行請願書・元方帳(宝曆九年)

# 泉屋銀行について

宮 本 又 次

## 一 はしがき

住友銀行八十周年記念としての『泉苑』特別号に、各支店がそれぞれの由来をかくことになったとき、船場支店の書庫の中から泉屋銀行に関する古文書が発見され、それをもって同誌に簡単な紹介がかけられた。私もそれを拝見する機会をもったが、近く刊行される『住友銀行八十年史』にも水橋辰比古氏が若干うがった記述をされているが、紙幅の関係上簡単になっているので、これらの史料をもってここに本誌をかりて、やや詳しく紹介したいと思う。

## 二 泉屋銀行の創立

住友家は江戸時代から鰻谷の本家、江戸中橋・浅草の両出店にて幕府諸藩への金融をなし、両替・為替・札差をいとなんでいたが、維新後の変革で別子の事業に専念することになり、明治六年（一八七三）大阪富島に本店をうつし、その倉庫の一部で米・雑穀の寄託と、寄託商品を担保とする貸金すなわち並合業に進み、神戸・尾道両店でも並合業にあたり、米・雑穀の担保から公債株式の担保にまでおよび、すでに貸出高平均八〇万円に達し、すでに銀行としての実態をそなえていた。しかも明治五年国立銀行条例発布の頃からすでに銀行業開設の論があ

ったが、別子に専念するため、銀行業務については、住友家は静観をつづけて来た。ところが、明治二十八年（二八九五）四月、本店にて商務課長として並合業にあたっていた岡素男と尾道支店長上村喜平の兩名が、それぞれ別箇に銀行設立意見を支配人田辺貞吉に提出し、銀行設立の急務をとき、その結果二十八年五月、尾道にて重役会が開かれ、本店移転と銀行設立のことなどを議した（『住友春翠』二八〇頁以下、『住友銀行史』一五頁以下）。

かくて住友吉左衛門を行主とする資本金百万円の住友銀行が二十八年十一月一日に開業し（中之島五丁目四十五番地）、神戸支店、川口・兵庫両出張所も設けられた。

しかもこれと雁行して住友銀行とは少しおくれで、別途に明治二十八年九月十三日、株式会社泉屋銀行なるものを創立すべく総会が開かれ、それを決議する。参会人は住友吉左衛門代理田辺貞吉・広瀬坦・久保盛明・田艇吉・尾崎芳次郎・広瀬満正・東京河内当地委任者杉本勘七・泉伊太郎・香村文之助・予州株主二五名代理古子喜

十郎・竹中小兵衛・稲田正右衛門・田向重右衛門・木村正三郎・赤路龍介・重岡寅之助・大西半兵衛・綾木平太郎・高橋マスの一九名で、外に委任状送付者三一名合計四〇名であった。大体住友末家雇員の有志であった。

株式権利者総数は三、七四六株であった。当日は午後四時開会、株主中総会議長として広瀬満正が当選し、広瀬は当銀行創立の要旨を陳べ、創立諸費として八九円六〇銭一厘を報告し、異議なく決定、「仮定款議事」「役員撰挙ノ事」「役員互撰報告ノ事」を議し、取締役五名、監査役三名とした。

仮定款第一章第三条では大阪市東区本町二丁目四十番邸に設立となっていたが、総会にて東区北久太郎町二丁目六番地設置と訂正している。また「職員」とあったのを「社員」と訂正し、役員選出は投票によらず、撰挙委員として田艇吉・杉本勘七・竹中小兵衛・尾崎芳次郎・田向重右衛門を会長広瀬満正の指名によって定めた。撰挙委員会は取締役杉本勘七・泉伊太郎・広瀬満正・香村

文之助・稲田正右衛門、監査役伊庭貞剛・田辺貞吉を決定し、この役員中から互選をもって頭取一名を決定することにし、杉本勘七が頭取に就任した。

すでにこの銀行は二十八年六月二十九日、仮定款認可願を發起人広瀬満正外七名で、大蔵大臣伯爵松方正義に提出していたが、九月十六日付にて先の九月十三日の創立總會の決議にもとずき、銀行設立免許願を出し、營業科目・資本金額・存立期限を記しているが、九月二十八日に設立を免許された。存立期限は満三十カ年とし、開業は明治二十八年十月十八日とし、株金の四分の一は十月十日に悉皆払込済となった。払込金額は一株に付金一二円五〇銭、総額金五万円、一株五〇円、資本金の総額金二〇万円(当初払込金五万円)、株式総額四千株とした。

「登記事項報告書」によると、会社の種類は株式会社、社名は「株式会社泉屋銀行」、營業所は大阪市東区北久太郎町二丁目六としていた。取締役の氏名住所は次の如し。

大阪市南区心齋橋筋一丁目六十八番地 杉本勘七

神戸市山本通四丁目百番邸 広瀬満正

大阪市東区本町二丁目四十番邸 泉伊太郎

大阪市東区北久宝寺町一丁目六十一番邸 香村文之助

大阪市東区安土町四丁目百二十四番邸 稲田正右衛門

二十八日十月十二日大阪区裁判所にて登記、頭取杉本勘七より大蔵大臣子爵渡辺国武宛に報告している。

泉屋銀行は上記の如く住友末家雇員の有志の發起になるものであるが、当初より住友家の援助をうけており、住友吉左衛門友純(南区鰻谷東の丁三十六番邸)は総株数四千株の中一千五百株(三七・五%)を出資し、第一回払込を二十八年十月十日にてなし、一八、七五〇円を出している。

そして十月十七日の開業式には祝詞をのべた。

#### 祝詞

親密團結ハ利害得失ヲ同フスルニ成ル、同舟相救ヒ同患相憐ムハ即チ其義ナリ、我住友末家雇人ニシテ平素

相依ルノ事業ナキトキハ、交際自カラ疎情ニ流レ、遂ニ三年相見サルノ間隔ヲ生シ、終ニハ同儕ヲ遇スル路人ヲ見ルカ如キニ至ランモ知ルヘカラス、末家諸子既ニ茲ニ見ルアリ、泉屋銀行ヲ興シ親密ヲ謀ル、其挙固ヨリ大ニ嘉シ、友純双手ヲ挙ケテ之ヲ賛襄シ、之ヲ慶祝セサルヲ得ス、然ルニ今ヤ金融傾瀉ノ運ニ際シ、銀舗ノ勃興スルモノ日ニ多シ、若夫此急潮渦中ニ陥リ、争テ金利ヲ嵩メ、顧客ヲ引クニ狂奔シ、誤テ倒産折本ノ不幸ニ遭逢スルニ至リテハ、復悔ユトモ及ハサルナリ、故ニ宜シク利得薄シト雖モ、寧ロ確實ヲ宗トシ、勉メテ初心ヲ誤ラサランコトヲ望ム、諸子既ニ之ヲ知ラン、然レトモ銀行者発軔ノ始ニ当リテ漫リニ華辞ヲ贅スルハ、友純カ従フベキコトニアラサルナリ、依テ茲ニ規戒ノ言ヲ加ヘ、聊以テ泉屋銀行開業ノ祝詞トナス

明治二十八年十月十七日 住友吉左衛門友純

〔住友家史料〕編纂参考材料

すなわち確實を旨とし、初心をあやまないことと、規戒の言葉をもって激励している。

### 三 泉屋銀行の構成

泉屋銀行の残存史料としては、「定款認可願い」「銀行設立免許願い」「開業届け」「創立総会決議録」「第一期決算書」や当時の営業日記その他断簡があるが、いずれも毛筆をもって誌されたものである。また「目論見書」

(二十八年九月十六日)「株式会社泉屋銀行仮定款及目論見書」「株式会社泉屋銀行定款」があるが、それらによると頭取一名、取締役四名、監査役三名、支配人一名とあり、頭取・取締役の任期は満三カ年、監査役の任期は満二カ年、頭取・取締役はその株式五〇株を銀行に預けられ、銀行において封印して保管するものとした。頭取・取締役は五〇円以内の報酬をうけ、監査役も報酬をうけた。営業は証券割引及び代金取立、為替及び荷為替、諸預り金及び貸附で、そのほか国債証券・地方債証券・諸



債券及び地金銀、外国貨幣の売買・保護預り及び両替、納金の保管預りで、営業時間は四月十一日より九月十日迄は午前八時より午後四時迄とし、九月十一日より翌年四月十日迄は午前九時より午後四時までとしていた。休業日は大祭日、日曜日、地方祭日であった。計算期は一月一日より六月三十日迄を上半季、七月一日より十二月三十一日迄を下半季としていた(「泉屋銀行定款」)。

創立時代の「仮定款及目論見書」によると発起人は七人で、広瀬満正(五〇〇株)、杉本勘七(三〇〇株)、泉伊太郎(三〇〇株)、久保盛明(二〇〇株)、香村文之助(二〇〇株)、古子喜十郎(二〇〇株)、稲田正右衛門(二〇〇株)で、発行株式四千株の内、一、六〇〇株を発起人にて引きうけ、差引き四〇〇株は設立免許後募集の見込であった。上記の如く住友吉左衛門はいちはやく二十八年十月十日に千五百株(七万五千元)を引きうけ、第一回払込一万八、七五〇円、ついで二十九年二月第二回払込五千元、同年七月九日第三回払込五千元、三十年八月第四回払込三、七

五〇円をなしている(三十一年九月植野繁太郎へ五〇株譲渡、三十一年九月岡素男へ四〇株譲渡)。

明治三十年(二八九七)十二月付の第五回「株主株数控」によると、もちろん住友吉左衛門が筆頭株主である。しかも株主八〇名中、住友末家が六八名、末家外は一名で、末家外も何んらかの住友家の関係者らしい。

すでに二十九年頃から住友銀行の方から田辺貞吉が監査役としてはいつているし、現存する数冊の預金通帳にはイゲタの社章がはいついて、あきらかに泉屋銀行は住友銀行の別動銀行である。

泉屋銀行の業績は必らずしも明らかでないが、明治二十九年一月より六月に至る半季間の損益勘定が残っているから、次にそれを示しておこう。

#### 損益勘定

一一、二一〇円六三銭九厘 当半季総益金

二九円二二銭四厘 前半季繰越金

合計一一、二三九円八六銭三厘

内訳 七、一五九円六二銭六厘 当半季利息其他諸

経費高

五、〇八〇円二三銭七厘 当半季純益金

賦金(配当金)が計上されている。

#### 四 泉屋銀行と住友末家

この配当計算

五五〇円 積立金

五〇〇円 準備積立金

五〇五円 賞与金

四五円 監査役報酬金

三、二〇〇円(一株に付八〇銭) 割賦金

二八〇円二三銭七厘 後季へ繰込金

泉屋銀行では二十九年二月、九月、三十年八月の三回に分けて資本金の四分の一の払込金を徴収し、払込資本金を一〇万円とした。

上記の二十九年六月の決算書によると、払込資本金七万円、預金一六万七千円、貸出二七万一千円、借入金と両割引手形が六万八千円で、同年上半年の損益は五千円の利益となり、一株(一七円五〇銭払込済)につき八〇銭の割

上記の如く「明治三十年十二月第五回株主株数控」によると、八〇名中末家六八名、末家外は一名で、それを表示すると次のようである(八一〇頁の表。人名欄の〇印は末家外、印なしは末家)。

頭取の杉本勘七家の由来については江州甲賀郡東海道路土山駅杉本平兵衛の次男助七が、慶安年中(一六四八～五二)住友家に雇入れられ、取立の上予州銅山開き初めのとき山方支配役となり、元禄七年(一六九四)四月二十五日銅山火災のとき帳面類を皮葛籠に入れて土中に埋め、助七はじめ一三二人が焼亡した。実相寺にその石碑がある。二代目勘平は助七の甥、享保年中(一七一六～三五)に住友家に雇われ、明和年中(一七六四～一七七二)本家支配末家となり、島の内田鋳屋町(いまの十合の所)に初めて白粉商を開店し、三代目勘平、四七代目勘七。八代目は

文政十年（一八二七）八月住友本家に雇用され、杉本半兵衛の名跡を相続し、養家兄勘七死去後は名跡人となり、明治八年（一八七五）になって老分準等を仰せつけられていた。住友の一番別家として世に名高い「泉勘」である。

取締役広瀬満正は広瀬宰平の息。広瀬金助は嘉永元年（一八四八）十二月江戸浅草店にて老分末家となる。養子宰平は明治五年（一八七二）二月大阪本店にて末家となる。

明治維新後住友の総理として中枢的人物となったが、二十七年（一八九四）十一月「功勞ニ依リ特ニ終身分家ノ上席ニ列シ前職ノ資格ヲ以テ礼遇候事」として退職を命ぜられたが、その息広瀬満正がこの泉屋銀行では当初より発起人として参画し、取締役となったものである。

取締役泉伊太郎は伴伊右衛門のあと。予州銅山一〇代目支配人、宝暦年間（一七五一〜一七六三）末家となり、明治十五年（一八八二）四月泉姓に改姓。十九年泉伊太郎が相続したものである。

取締役香村文之助は江戸店にあり、両替業務にあたっ

ていた。江戸の泉屋吉次郎店は南槇町にあったが、慶応四年（明治元、一八六八）七月に人にゆずり閉店。小池鶴三・尾崎芳次郎らと共に香村文之助も大阪に移り住み、金融業務の専門家として富島店で並合業にあっていた。生粋の江戸ッ児で痛快な人物であつたらしい。のち芝川商店に入り、ランプの口金をつくる三平舎に入り、のちそれは株式会社三平社となるが、その専務をつとめていた。

取締役兼支配人古子喜十郎の先代古子喜十郎はもと江戸出店支配人、のち本家支配人として嘉永三年（一八五〇）二月老分末家となる。文久三年（一八六三）五月先代没。二代目はそのあとをついで本店に勤務。泉屋銀行が出来るとその取締役となり、兼ねて支配人となり、実際に業務の衝にあたり、一切を処理していた。

取締役であり、発起人の一人であつた稲田正右衛門は明治五年（一八七二）二月本家支配人として老分末家となり、家督銀二十三貫五百目を明治五年二月にうけていた。二代目は稲田富之助といったが、のち正右衛門を襲

泉屋銀行株主 (明治30年12月)

株数	株式額面	払込金額	氏名	住所
1,500 <sup>株</sup>	75,000 <sup>円</sup>	37,500 <sup>円</sup>	住友吉左衛門	大阪市南区鰻谷東ノ丁36番邸
500	25,000	12,500	広瀬満正	兵庫県神戸市山本通4丁目100番邸
301	15,050	7,525	泉伊太郎	大阪市東区本町2丁目40番邸
276	13,800	6,900	杉本勘七	大阪市南区心才橋筋1丁目68番邸
100	5,000	2,500	久保盛明	大阪市南区北桃谷町114番邸
100	5,000	2,500	香村文之助	大阪市東区北久宝寺町1丁目61番邸
100	5,000	2,500	吉子喜十郎	大阪市南区南農人町1丁目114番邸
100	5,000	2,500	田向重右衛門	大阪市東区南本町4丁目191番邸
100	5,000	2,500	稲田正右衛門	大阪市東区安土町4丁目
75	3,850	1,925	竹中小兵衛	大阪市東区南本町4丁目149番邸
55	2,750	1,375	田艇吉	大阪市南区北桃谷町296番邸
50	2,500	1,250	伊庭貞剛	伊予国宇摩郡別子山村50番戸
50	2,500	1,250	田辺貞吉	大阪市南区南綿屋町41番邸
50	2,500	1,250	大西猶興	備後国御調郡三原町字阿久原618番邸
50	2,500	1,250	岐村正三郎	大阪市西区西長堀南通3丁目35番邸
50	2,500	1,250	阿部源吾	大阪市東区淡路町3丁目97番邸
30	1,500	750	小池鶴三	伊予国宇摩郡別子山村149番邸
25	1,250	625	田村久五郎	伊予国新居郡中萩村1番邸
20	1,000	500	広瀬坦	京都府同市烏丸通り竹屋町上ル 福岡五郎方
20	1,000	500	服部斐	大阪市南区鰻谷東ノ丁37番邸
20	1,000	500	山田清次郎	伊予国宇摩郡別子山村
20	1,000	500	北脇新右衛門	近江国阪田郡醒井村字下丹生93番邸
20	1,000	500	本田理平	大阪市西区幸町2丁目177番邸
20	1,000	500	河野貞五郎	大阪市西区南堀江通り1丁目57番邸
20	1,000	500	泉水慶次郎	(ナン)
20	1,000	500	木村陽三○	神戸市兵庫湊町2丁目168番邸
15	750	375	豊島住作	大阪市南区鰻谷東ノ丁38番邸
15	750	375	尾崎芳次郎	大阪市南区安堂寺橋通1丁目100番邸
15	750	375	大西半兵衛	大阪市北区曾根崎新地3丁目200番邸
15	750	375	川村ミネ○	大阪市南区博労町1丁目9番邸
10	500	250	岡素男	大阪市北区中ノ島
10	500	250	長谷川健介	伊予国宇摩郡別子山村155番邸
10	500	250	堀又次郎	伊予国新居郡新居浜村844番邸
10	500	250	大橋貞治	大阪府河内郡英田村字松原59番邸
10	500	250	清水鹿造	大阪市南区博労町4丁目55番邸
10	500	250	北脇百重○	近江国阪田郡醒井村字下丹生93番邸

(次頁へつづく)

株数	株式額面	払込金額	氏名	住所
10 <sup>株</sup>	500 <sup>円</sup>	250 <sup>円</sup>	高橋万寿○	大阪市東区農人橋詰町34番邸
10	500	250	田中 煤 一	伊予国宇摩郡別子山村157番邸
5	250	125	阿部 貞 松	京都府京都市室町通り丸太町上ル10番邸
5	250	125	星野 輝 郎	伊予国松山市2番町
6	300	150	増田 芳 造	伊予国新居郡新居浜497番邸
5	250	125	田宮源一郎	大阪市南区鰻谷中ノ町275番邸
5	250	125	赤路 龍 介○	大阪市南区安堂寺橋通1丁目171番邸
5	250	125	司馬竹三郎	東京市浅草区南元町5番地
5	250	125	綾木幸太郎○	大阪市東区南農人町2丁目95番邸
5	250	125	松村六平	伊予国新居郡神戸村字中野
5	250	125	真島国雄	大阪市東区高麗橋5丁目22番邸
5	250	125	榎本 貞	東京府同市浅草区南元町5番地
5	250	125	清水シナ	大阪府河内郡英田村字水走116番邸
5	250	125	高木玉太郎	兵庫県神戸市山本通5丁目68番邸
5	250	125	上田政二	伊予国新居郡新居浜村852番戸
5	250	125	竹岡得一	神戸市山本通5丁目65番邸
5	250	125	渡辺友次郎	伊予国宇摩郡別子山村154番戸
5	250	125	林 茂 雄	同
5	250	125	山口農三郎	伊予国新居郡新居浜851番戸
5	250	125	本莊種之助	伊予国宇摩郡別子山村154番戸
5	250	125	石島 清○	伊予国新居郡新居浜村
5	250	125	松尾真八	大阪府下西成郡上福島村番外123番邸
5	250	125	松村永松○	伊予国宇摩郡別子山村184番邸
5	250	125	田村庄兵衛○	神戸市山本通5丁目67番邸
5	250	125	藤井得寿	伊予国新居郡新居浜村857番戸
5	250	125	小倉頼保	大阪市南区大宝寺町東ノ丁107番邸
5	250	125	草野金之助	大阪市西区西長堀南通り3丁目62番邸
5	250	125	長谷川泰次郎	大阪市南区心才橋筋1丁目115番邸
5	250	125	村松豊吉	神戸市山本通5丁目37番邸
5	250	125	高瀬吉太郎	大阪市西区土佐堀1丁目27番邸
5	250	125	若森篤太郎	神戸市兵庫湊町1丁目260番邸
5	250	125	重岡寅之助	大阪市南区塩町通4丁目171番邸
5	250	125	田中伝四郎	伊予国宇摩郡別子山村83番地
5	250	125	美田秀造	同 158番邸
5	250	125	長谷川信太郎	(ナシ)
3	150	75	竹岡俊一	伊予国新居郡角ノ村字立川山41番戸

(次頁へつづく)

株数	株式額面	払込金額	氏名	住所
3株	150円	75円	三谷秀太郎	伊予国宇摩郡別子山村
3	150	75	松井アイ	大阪府下西成郡曾根崎村24番邸
2	100	50	加藤徹二〇	伊予国新居郡中萩村字中村283番邸
2	100	50	奥西虎吉	伊予国新居郡角村字立川126番戸
2	100	50	山口亮五郎	(ナシ)
2	100	50	進藤正吉	伊予国新居郡新居浜村857番邸
2	100	50	高橋仁三郎	伊予国新居郡金子村字新須賀170番邸
1	50	25	三好明久〇	伊予国宇摩郡別子山村184番邸
合計 4,000	200,000	100,000	80名	

名した。「末家履歴書」、拙著『てんま』、『幽翁』、『芝川得々翁を語る』

行名の泉屋はいうまでもなく、江戸時代の住友家の屋号にちなんでいるが、恐らくは杉本らの発起人が住友家の許可を得たものである。もとより泉屋銀行は住友関係者の共同出資によるとはいえ、住友の直営事業である住友銀行の前身並合業や私立住友銀行とは別の存在で、末家の人々を中心にして独自に出発したものである。

##### 五 泉屋銀行の推移と解散

泉屋銀行は住友本家を大株主とし、その家号泉屋を冠していたために世間の信用を博し、開設後日なお浅きにかかわらず、日々繁栄して来ていたが、当時における金融市場の情勢は必らずしも幸いせず、資本金の大ならざる銀行は運転資金にことかき、金融引締めになると困却し、その払込資本はいまだ総資本の半にすぎず、資金の欠乏により資金繰りが窮迫し、充分活発なる営業をなし

得なかつた。しかも払込資本を払込ませて運転資金をま  
すことも当時の金融市場の情勢から見て好ましからず、  
ここで住友本店に請願して金一万円を限り無担保資金と  
して拝借したいと希望するに至つた。  
また公債証書額面二万円の借用、住友本店による経営の  
監督などの援助を願出した。

#### 請願書

弊行開設以来日尚浅キニ係ラズ、日々繁盛ノ機運ニ向  
ヒ、社会ニ対シ相応ノ信用ヲ持シ、得意ノ数又他行ニ  
落チズ、之実ニ弊行ガ住友家伝来ノ家号タル泉屋ナル  
語ヲ冠シ、住友氏ヲ大株主トシテ社界ニ出タルガ為ニ  
シテ、世人ハ住友家ニ措ク信用ノ幾分ヲ以テ、又我泉  
屋銀行ヲ見ツ、アルヤ疑フ可クモアラズ、之弊行ノ幸  
福ニシテ欣喜措ク能ハザルト共ニ、又以テ今日競争ヲ  
之レ事トセル多数銀行ヲ排シ、一頭地ヲ拔デ、益弊行  
ノ信用ヲ発輝シ、弊行ノ名ヲ挙げ、以テ住友家ノ名ヲ  
穢サバラント汲々勉ムル所以ナリ、然ルニ今ヤ金融市

場ノ情勢ハ、独リ弊行ノミヲ幸セズ、遂ニ左ノ事項ヲ  
懇願スルノ止ヲ得サルニ至レリ  
抑モ銀行ノ信用ヲ得、其業務ノ繁盛ヲ告グルニ至ルノ  
要素ヲ挙げレバ、其原因甚多シト雖、其主腦タルモノ  
ハ資本金ノ大ナルニアルヤ知ル可シ、由是願之資本大  
ニシテ運転資金ニ欠乏セズ、融通ノ自在ナル銀行ハ、  
常々競争場裏ニ勝利ヲ得ツ、アルヤ必セリ、謂ンヤ今  
日ノ如ク金融ノ引締レル場合ニ於テヲヤ、願テ我泉屋  
銀行ノ現情ヲ見レバ、払込資本ハ未ダ総資本金貳拾万  
円ノ半ニ過キズ、故ニ仮ヘ日々繁盛ヲ加ヘ世上ニ信用  
ヲ得ト雖、尚資金ノ欠乏ニ制セラレ、充分活撥ナル營  
業ヲナシ能ハザルハ、実ニ生等ノ遺憾ニ耐ヘザル所ニ  
シテ、此際株主ヲシテ未払込資本ヲ払込シメ、運転資  
金ノ増加ヲ計ルハ、刻下ノ急務ト謂ハザル可カラズ、  
然レトモ又退テ目下金融市場ノ情勢ヲ見ルニ、又此モ  
顧慮ス可キ点斯ニ存スルアルヲ知ルナリ、將シテ然ラ  
バ我行ノ株ヲ広ク公衆ニ売出サンカ、將又一二同業者

ニ合併シテ營業ノ擴張ヲ計ランカ、之皆弊行規約ノ許  
 ザル所ニシテ、素志ニ反スルノミナラズ、同盟規約  
 ヲ抹殺スルノ行為ト謂ハザル可カラズ、斯ノ如クナレ  
 バ尚依然今日ノ情態ニ依リ、姑息ノ策ヲ以テ不活撥ノ  
 營業ヲナサンカ、当初ノ目的ヲ達スル能ハザルヲ如何  
 セン、嗚呼之只ニ生等重役ノ遺憾ニ止ラザルナリ、諸  
 公幸ニ吾々ノ微衷ヲ察シ、特別ノ御詮議ヲ以テ、左ノ  
 事項御聞届ノ程、弊行重役一同ノ懇願止マザル処ニ候  
 一金壹万円ヲ限り、無担保ニテ拝借ヲ得ル事  
 一機時ヲ計リ株金払込ヲ終了スル迄、本店御所有ノ公  
 債証書額面貳万円拝借ヲ得ル事  
 一前項拝借公債証書ヲ以テ、弊行ト日本銀行大阪支店  
 ト、当坐取引開始ノ紹介ヲ得ル事  
 一右公債証書ニ対シ、百円ニ付日歩壹厘ノ割ヲ以テ利  
 子ヲ支払フ事  
 一常々弊行ノ營業及諸帖簿ヲ監視スル事  
 右謹而請願仕候、以上

泉屋銀行

杉本勘七(印)

明治三十一年二月

広瀬満正(印)

泉 伊太郎(印)

香村文之助(印)

古子喜十郎(印)

住友御本店

重役御中

(住友修史室架蔵史料)

明治三十一年(一八九八)一月の日記によると、頭取は  
 矢張杉本勘七、取締役は広瀬満正・泉伊太郎・香村文之  
 助で、取締役支配人には古子喜十郎がなっていたが、三  
 十一年二月泉屋銀行重役の希望により、本店より支配人  
 たるべきもの一名を差出すことになり、この支配人は泉  
 屋銀行の事務に従事し、その俸給は泉屋銀行の負担する  
 ものとした。住友本店は業務上これを監査するものとし、  
 同年末までに決算をなした上、価格を評定し、泉屋銀行



を閉鎖して本店にそれを引きつぐこととした。買収するが、家屋地所その他で住友銀行にて不用のものは泉屋銀行にて適宜処分することとした。つまり泉屋銀行は開業後二年あまりで経営困難となり、結局住友銀行に資産・負債を譲渡して清算することになったのである。

清算時における泉屋銀行の役員は、初代頭取杉本勘七が退き、住友の理事兼住友銀行の支配人田辺貞吉が泉屋銀行専務取締役(のち頭取となる)となり、杉本勘七・香村文之助・岡素男・植野繁太郎が取締役、伊庭貞剛・久保盛明が監査役になっていた。岡・植野は住友銀行と兼務であった。田辺貞吉はこれより先二十九年一月頃すでに泉屋銀行の監査役に伊庭貞剛・久保盛明とともに就任していた。岡素男も新たに住友銀行本店より金融業のベテランとして泉屋銀行に派遣されたものであろう。

明治三十二年六月二十日臨時株主総会議事の結果、株式会社泉屋銀行を明治三十二年六月二十日限り「任意解散」することとなり、清算人撰定の件は臨時株主総会を

大阪市東区北久太郎町二丁目七番邸の泉屋銀行内にて開き、当日の出席株主は八名で株数四千株のうち過半数になるので、専務取締役田辺貞吉は定款第四十四条に依り議長席につき、かねて通知書とともに送付しておいた議事事項第一号案即ち明治三十二年六月二十日限り株式会社泉屋銀行の任意解散の件について議し、一人の異議者もなく、直ちに可決し、議長は原案可決を通知して、ただちに清算人の撰出をなし、記名投票により岡素男・植野繁太郎・浜崎定吉を選出し、清算事務所を大阪市東区北久太郎町二丁目七番邸泉屋銀行内におくこととした(清算人は無報酬)。

六月三十日什器悉皆を住友銀行船場出張店へ売却した。この代償九八二円三七銭也。七月一日解散届書を大蔵大臣・大阪府税務管理局に呈出し、八月二日地所家屋を住友吉左衛門に譲渡し、登記面価格五、三〇〇円、証書は七月三十一日付をもって調製した。その印紙は二円六六銭であった。同日同地内庭園樹木石燈籠その他庭園付属

品は二、一一三円にて住友吉左衛門に譲渡した。

泉屋銀行債権取立見込なき分は古子氏に譲り、残額を欠損とした。この債権譲渡代金は四六五円九一銭であった。地所家屋并に付属品売却代金七、四一三円也は住友銀行船場出張店当座口に入口した。八月十四日地所家屋売買登記証を下付された。

住友銀行は三十一年九月三十日現在の泉屋銀行資産の中確実なもののみを、預金などの継承債務を差引いた純額四万九千円で買いつつた。そして残金資産についても取り立て可能なものは能うかぎり取り立て、泉屋銀行への分配金にあてることにした。三十一年十月一日以降泉屋銀行は住友銀行の管理下に清算過程に入り、住友銀行は上記の買取代金とその後の取立金など合計八万九、二〇〇円を泉屋銀行に支払った。

清算人による清算に基き、清算金は八万九、五二四円となる。払込資本金一〇万円に対し一万円余の欠損であった。株主には一株あたり二二円三八銭一厘(三五円払込)

を分配して、清算を終った。

泉屋銀行は尾道会議のあと二十九年の家法改正があり、それによる諸変革で、末家連に対する一つの生き方への対策として生れたものかも知れない。しかも泉屋銀行が当初から株式会社組織をもって出発したことも特筆に値しよう。

住友銀行は住友連系事業中もつとも早く明治四十四年(一九一三)二月十九日会社組織を採用するに至るが、この頃はまだ株式会社組織になつていず、あるいはこの別途泉屋銀行をもって実験的に試みたものかも知れない。そして明治三十二年住友銀行はこの泉屋銀行を買収し、同年六月一日には泉屋銀行の店舗に住友銀行船場出張店を開き、これはいままも住友銀行船場支店として歩みつづけている。

依存史料は概ね「住友銀行行史編集室」架蔵のもの  
と、「修史室」のものによる。水橋辰比古氏の御教示  
によることが多い。

## 近世住友の決算簿について

今 井 典 子

事業体の歴史を研究する史料として、決算簿のもつ重要性については改めて指摘するまでもない。住友家文書においては、決算簿やその関連帳簿の伝存するものは決して多くはないのであるが、ここでは宝暦・天明期（一七五一―一七八八）の決算を示す「元方帳」をとりあげ、決算簿の作成の仕方、記載内容などを検討し、事業の動向を概観する手がかりとしたい。

### 一

「元方帳」の冒頭に、「本方勘定中興 寛延三庚午年極月晦日有物ヨリ勘定元立ニ成」とある。この時点（寛延三年、一七五〇）で資産勘定を開設し、以後毎年十二月晦

日付で行う決算が宝暦十年（一七六〇）まで続くが、そのあと中断する。天明二年（一七八二）に再開されるその冒頭には、「年数勘定相滞在之処、今年ヨリ中興、尤相滞在之諸店有銀之分者其年之残銀ヲ左ニ記置ク、重而仕立候節改可申事」とあり、決算は翌三年までで記帳が終わる。「本方勘定」というのは、この「元方帳」に記録されているような、住友の事業と家政の全体を包括した本店の決算という意味に解されるから、宝暦・天明期をふくむ前後約四〇年間に限っていえば、このような決算は、家政上特別の必要のある場合にだけ行われたと考えざるをえない。鴻池家の「算用帳」や三井家の「大元方勘定目録」に比べられるような、江戸期に非常な長期にわた

って一貫した様式で作成される決算簿は、住友家においては作成されたとは考えにくいのである。

△補注▽「元方帳」は一冊の簿冊に連年の勘定が記載され、また後述のように、複式決算の原理を有している。ところが宝永期にはこれと全く異なる決算が行われており、宝永元、二年（一七〇四、五）の決算簿が伝存している。すなわち「宝永元年申勘定」と「宝永二年酉勘定帳」、「宝永二年酉徳用入用帳」である。後二者はそれぞれ宝永二年の資産計算書と収支計算書であり、またそれら表紙の左肩にはともに「三冊之内」と記されているから、宝永二年には元来現存する二冊のほかさらに一冊の帳簿が作成され、三冊で一組になっていたものと推定される。現存する二冊で見るとかぎり複式決算ではない。なお「宝永元年申勘定」は資産計算書で、二年の勘定帳と同一の様式である。

このことは住友家の事業の性格（その多様さや時期的な

変化の大きさをふくめて）や経営組織の性格（とりわけ機軸と主人との関係）と深くかかわる問題であるので、伝存する史料の調査をさらに進めて行かねばならないが、ここでは「元方帳」の作成の仕方に即して若干の見通しを述べておきたい。

鴻池家の「算用帳」では、手代五名（寛文十年の場合）が連名で決算額を預かっている形になっている。<sup>(1)</sup> また三井家の「大元方勘定目録」は、大元方の職員が行った決算を大元方役の同苗と重役が改め、承認するという形式をとっている。<sup>(2)</sup> ところで住友家の「元方帳」は、裏表紙に「泉屋吉左衛門」とあるほか、作成主体に関する記述を欠いている。決算の実務は「大払方」という部課が担当し、支配人が立会って改めた上、主人が帳面に押印することになっており、<sup>(3)</sup> 実際「元方帳」の宝暦八年（二七五八）、天明二、三年（一七八二、三）度の金額のいちいちに押印がある。この手続きについてやや立入って推測すれば、支配人が決算を行って主人の決裁を受けるのでは

なく、主人自らが行うたてまゝであつたものと考えられる。「元方帳」の表紙の見返しには、「是迄年々小帳ニ而相済候得共、当年々相止メ此帳ニ記 宝曆九己卯年正月吉日」とある。宝曆九年（一七五九）は、その前年に没した五代友昌の後を六代友紀が相続した年であり、また同十年までで一旦中止された記帳が再開された天明二年（一七八二）は、七代友輔相続の翌年に当たっている。「元方帳」（決算簿）作成の直接の理由は、宝曆・天明期に限っていえば、主人の代がわりにあつたといえよう。ただしそこには、この時期の家政を主導した理兵衛友俊（友昌の弟）の意図が作用していたことが推測されるのであつて、「本方勘定」が「中興」され、「小帳」への記録が始められた寛延三年（一七五〇）には、家法の制定、店制や人事の刷新などが友俊の手で開始されている。従つて「本方勘定中興」もこの家政改革の一環としてとらえることができよう。そしてその根底には改革を必要とするような、事業をとりまく種々の問題が生じていたのであ

り、そのことは「元方帳」の内容にも反映している。以下「元方帳」の記帳の仕方を検討しながら、そこにあらわれている事業の動向にもふれて行きたい。

## 二

まず「元方帳」のうちから、宝曆五年（一七五五）度の全文を示そう。

宝曆五乙亥年勘定  
十二月

戊極月晦日

残銀八千六百四拾三貫七百七拾三匁貳分六厘八毛

①

一 銀百六拾貳貫八百拾匁九分六毛	金銀帳
一 七拾貫五百六拾五匁八分四リ	利請
一 六拾貳貫六百八拾壹匁六分三リ	家賃
一 拾壹貫拾五匁六分八厘	作徳銀
一 七貫七百六拾四匁九分四リ	山本新田
一 三貫貳百五拾匁七分四リ	今宮天王寺

一 拾貫貳百拾五匁六分七リ

家質利

一 銀三百三拾六貫七百七拾七匁三厘

丸数帳利

⑥

一 貳貫六百九匁八分六リ

代物質利

一 銀八貫三百目

御米利

⑦

一 貳拾三貫七百九拾八匁三分

当座貸利

一 銀六貫三百三拾七匁九分四リ

江戸中橋店

⑧

一 三貫百貳拾四匁貳分九リ

取替帳利

一 四貫百貳拾三匁五分

方々用立金利

一 壹貫九百貳拾五匁五分

吹屋仲間中

一 貳貫貳百拾四匁四分四リ

四ヶ所宿料

一 壹貫百九拾八匁七分九リ

金右衛門

ノ 百八拾四貫拾壹匁貳分七厘

一 銀五拾壹貫九百八拾四匁九分五厘四毛

江戸米店

⑨

ノ 百八拾四貫拾壹匁貳分七厘

但高六拾九貫九百八拾四匁九分五リ四毛之内、拾八貫目

内 貳拾壹貫貳百目三分六厘四毛

損引

②

豊後町江返弁銀引残高

一 壹貫七百六拾四匁

方々預り銀歩

一 銀四貫三百拾九匁七分五リ

長崎店

⑩

一 貳貫四百六拾四匁四分貳厘四毛

上納入用

ノ 六百四拾七貫四百七拾四匁六分六厘

一 壹貫八拾目

清涼寺

ノ 銀九千貳百九拾壹貫貳百四拾七匁九分貳厘八毛

一 拾四貫貳拾七匁壹分貳リ

利 払

内 払

一 壹貫拾壹匁四分八リ

泉屋五郎右衛門

一 銀貳百貫百七拾九匁八分五厘

銀小払

⑪

一 八百五拾三匁三分四リ

取替帳舟床銀

一 貳拾貫七百七拾九匁六厘

町 義

ノ 残テ高のことし

一 拾貳貫八拾九匁貳分九リ

普 請

一 銀七百拾四匁壹分四リ

小 払利

一 四拾五貫五百六匁五分五厘

隱 居

一 銀七百拾四匁壹分四リ

吹屋利

一 四拾三貫百三拾貳匁貳分四厘

隱 居

一 銀七拾六貫貳百貳拾九匁九分四リ

吹屋利

一 四拾三貫百三拾貳匁貳分四厘

隱 居

一 拾三貫貳匁叁分三リ

一 三拾九匁六分五リ 与州

一 貳貫三百三拾匁八分八リ

一 五拾五匁五分四リ貳毛

一 貳拾七貫七百九拾九匁貳分三リ

残銀九千九貫三百七拾六匁四分八厘六毛

一 貳貫三百七拾四匁三分壹リ

友紀

此 訳

一 拾四貫六匁八分七厘

友昌

一 銀五千九百四貫八百八匁四分五厘五毛 金銀帳

一 四貫目

都志

一 三千七百三拾貳貫八百三匁五分三リ 古 貸

一 百三貫七百九拾八匁八厘

万入用

一 貳百八拾三貫八百目 家 質

一

万入用

一 六貫貳百拾七匁 田地上荷

一 銀貳拾五貫百七匁四分四厘

江戸中橋店

⑫

一 五拾貫百四拾匁四分 広東人參八拾斤

一 銀四拾五貫拾五匁貳分壹厘

同米店

⑬

一 拾壹貫五百壹匁七分六リ 木香四拾櫃

一 貳拾五貫貳百三拾五匁九分四リ

世帯入用

一 貳拾四貫五百三拾貳匁九分三リ 水銀五百斤

一 拾九貫七百六拾貳匁四分七リ

臨時入用

一 九百六拾四貫八百貳拾壹匁三分四リ 当座貸

一 拾六匁八分

勘定欠

一 千七拾五貫六百六拾八匁八分三リ 銅座貸

一

勘定欠

一 六千七百四拾九貫四百八拾五匁七分九リ ⑯

一 銀拾壹貫四百八拾三匁七分五リ

長崎店

⑭

一 八百四拾四貫六百七拾七匁三分三厘五毛 方々預り引 ⑰

一 銀貳百八拾壹貫七百八拾六匁貳分五リ

長崎店

一 四百四拾八貫九百六拾目 方々

残八拾五匁壹分九リ貳毛

⑮

一 三百六拾五貫五百拾四匁六分四厘五毛 松山御屋鋪

一 八貫貳百三拾三匁叁分貳厘

太々講

一 拾三貫六百八拾六匁叁分

金右衛門

一 拾八貫目

清涼寺

一 貳拾貫目

銅会所

一 三貫九百六拾九匁五分七厘

泉屋五郎右衛門

一 五貫目

平野屋藤右衛門殿

ノ

残テ高のことし

一 拾五貫目

右同人

一 銀貳百五拾貳貫七百六拾七匁九分壹厘八毛 取替帳

一 五貫目

大塚屋甚右衛門殿

一 百九拾八貫八百拾八匁

長崎会所

一 五貫目

多田屋市郎兵衛殿

一 四貫五百五拾六匁四厘

銅吹賃

一 五貫目

平野屋忠兵衛殿

一 貳貫百五拾壹匁九分七厘八毛

理兵衛殿

ノ 三百七拾貳貫四百六拾三匁三厘八毛

⑱

一 貳拾壹貫五百目

理助殿

内百拾九貫六百九拾五匁叁分貳厘

方々預り引

⑲

一 三貫五百四拾四匁八分九厘

七兵衛

一 百拾八貫目四分九厘

方々

一 貳拾貫六百九拾七匁九分六厘

十右衛門

一 六拾九匁九分七厘

伊右衛門

一 貳拾貳貫三百五拾五匁三分

文蔵

一 貳百三拾四匁六分六厘

喜兵衛

一 貳貫百拾三匁壹分三厘

又四郎

一 壹貫三百九拾目

岡村殿

一 三貫六百貳拾九匁五分貳厘

太右衛門

ノ

一 八百九拾貳匁八厘

伝兵衛

残テ高のことし

一 壹貫五百目

文右衛門

一 銀八拾六貫五百八拾四匁九分九厘

山本新田

⑳

一 九百九拾七匁八分四厘

源助

一 九貫九百四拾壹匁三分三厘

年賦銀

一 貳拾壹貫貳拾匁貳分

嘉左衛門

一 四貫四百貳拾七匁三分四厘

手形かし



一 拾貳貫六百目 取替

一 八貫六百目 一口

一 四貫目 一口

×

一 四拾七貫四百七匁貳厘 未進銀

一 六貫三百拾五匁貳分六厘 鱒代取替

一 三貫八百八拾壹匁五分壹厘 小取替

一 貳貫拾壹匁八分三厘 有代物

×

一 銀三拾六貫六百五拾九匁五分七厘 家賃方 ②1

一 銀貳貫七百四拾七匁六分九厘 舟床方 ②2

一 銀壹貫六百八拾五匁四分九厘 今宮天王寺 ②3

一 銀五百八拾五貫八百七拾九匁三分六厘三毛 江戸米店 ②4

一 銀六拾壹貫九百七拾壹匁五分五厘 江戸中橋店 ②5

一 銀七百九拾貳貫四百九拾四匁壹分貳厘 別子銅山 ②6

一 銀七貫四百七拾目 丸数帳 ②7

一 銀六拾八貫八百五拾貳匁三分 長崎店 ②8

一 銀千貫五拾五匁三分 吹屋 ②9

一 銀九拾四貫四百三拾七匁四分六厘 銀小払 ③0

一 銀百拾貳貫九百六拾貳匁貳分八厘 大払有物 ③1

×

亥極月

(注) 下段に丸で囲んだ数字があるのは、次の第1表に表示した科目である。

これを書き改めたのが第1表である。この勘定全体は、 $\text{借}(借) + \text{貸}(貸) - \text{借}(借) - \text{貸}(貸) = \text{借}(借) - \text{貸}(貸)$  という構成になっている。表中の純利益の数字は原史料の表面上は書かれていないけれども、 $\text{借}(借) - \text{貸}(貸)$  という関係になる。資産計算と損益計算を簡単に分離抽出することが可能であり、しかも両者が純利益を通じて結びついているところから、この決算は複式決算の原理を有するものということができよう。

△補注▽「年々惣勘定控」(享保九十六年、一七二四)

三二) は、一九・九cm×八・六cmの「小帳」で、年度によって記載の仕方に精粗が著しいほか、数字

第1表 宝曆5年勘定

勘定科目	費用	収益	資産	負債・資本
	匁	匁	匁	匁
戊極月晦日残銀①				8,643,773.268
金銀帳 ②		184,011.27		
同 損 ③	21,200.364			
小払利 ④		714.14		
吹屋利 ⑤		76,229.94		
丸数帳利 ⑥		336,777.03		
御米利 ⑦		8,300		
江戸中橋店 ⑧		6,337.94		
江戸米店 ⑨		51,984.954		
長崎店 ⑩		4,319.75		
銀小払 ⑪	200,179.85			
江戸中橋店 ⑫	25,107.44			
同 米店 ⑬	45,015.21			
長崎店 ⑭	11,483.75			
残 ⑮	85.192			
金銀帳 ⑯			6,749,485.79	
同 預り引 ⑰				844,677.335
取替帳 ⑱			372,463.038	
同 預り引 ⑲				119,695.12
山本新田 ⑳			86,584.99	
家賃方 ㉑			36,659.57	
舟床方 ㉒			2,747.69	
今宮天王寺 ㉓			1,685.49	
江戸米店 ㉔			585,879.363	
江戸中橋店 ㉕			61,971.55	
別子銅山 ㉖			792,494.12	
丸数帳 ㉗			7,470	
長崎店 ㉘			68,852.3	
吹屋 ㉙			1,000,055.3	
銀小払 ㉚			94,437.46	
大払有物 ㉛			112,962.28	
	303,071.806	668,675.024	9,973,748.941	9,608,145.723
純利益	365,603.218			365,603.218
	668,675.024	668,675.024	9,973,748.941	9,973,748.941

注) 勘定科目欄の数字は、前掲史料下段に付した番号である。

の訂正も所々にみられ、一見して控のようであるが、勘定科目からみて「本方勘定」に相当するもののようにであり、また「元方帳」と似た複式決算となっている。前述のように宝永初年の決算は「元方帳」とは全く異なり、まだ複式ではなかったと考えられるので、宝永・享保の間に新しい方法が導入されたのであろう。

さて、「元方帳」の純資産（残銀）と純利益の推移を示したのが第2表である。宝暦元年（一七五一）に多額の損失を計上しているのは、この年不良資産を整理し、また豊後町家（友俊家、両替業）への財産分与、同家の普請・婚礼のための出費が重なったためである。「貸捨リ」（簿外に移した不良資産）が一、八〇〇貫目余り、豊後町関係の出費が一、二〇〇貫目余りである。このとき「貸捨リ」措置をとった後でもなお、「古貸」が、宝暦元年四、〇〇〇貫目余り、同二年以降も連年三、七〇〇貫目以上計上されている。この他、銅座（寛延三年廃止）への貸銀も一、

〇〇〇貫目余り連年残っており、これらはいずれも不良資産とみなされるから、宝暦期では純資産の半ば以上が不良資産化していたことになる。

宝暦元年、家政改革の一環として一定の資産整理を行った後は、会計上一応平常の年度なのであるが、第2表の純利益の推移を見ると、好不調の差が大きく、宝暦七年以降は極端に悪化している。これが事業のどのような動向の反映であるのかを明らかにするためには、事業部門と「元方帳」の勘定科目との関連を知ることが必要である。

### 三

住友の事業の一つの大きな柱は、いうまでもなく、別子銅山の稼行と大坂での吹所の経営である。別子で生産される荒銅の大部分は自家の吹所で輸出用・国内用の銅に精錬の上販売されるのであるが、一部の荒銅は他の吹屋へも販売され、また他の銅問屋から荒銅を買入れて精

第2表 純資産・純利益の推移

年次	期首残銀 (純資産)	当期純利益	備考
宝暦元	11,817,877.97	-3,848,223.66	
2	7,969,654.31	107,584.98	
3	8,077,239.29	206,706.51	+7貫目(米店残銀違)
4	8,290,945.8	352,827.468	
5	8,643,773.268	365,603.218	
6	9,009,376.486	89,291.843	
7	9,098,668.329	-57,662.678	
8	9,041,005.651	-32,944.171	
9	9,014,161.48	15,392.015	
10	9,029,553.495	-108,526.443	
天明2	8,489,714.873	-22,096.686	
3	8,467,618.187	10,325.086	

鍊することもあった。

「元方帳」の勘定科目のうち、「吹屋利」、「丸数帳利」

(以上収益)、「別子銅山」、「丸数帳」、「吹屋」(以上資産)

が、銅関係の科目としてまずあげられる。

吹所の決算を示す「吹方勘定帳」(享保十九年、一七三四)では期首残銀五四貫八五九匁四三、請(仕入に当たる)九〇七貫四四〇匁一九、払(売上に当たる)八七六貫九八九匁五五、利六一貫八七七匁四一、有物(期末残高)一四七貫一八七匁四八である。 勘定簿十冊十巻 世十冊となる。「請」のうち荒銅は七五二貫八四五匁八二(八二一、一一三斤)、うち別子の銅は五九五貫五二〇目である。吹所の会計上は自家稼行の別子の荒銅をも、仕入るといふ形になっている。この「吹方勘定帳」は「元方帳」とは年次にずれがあるが、会計方式に大きな変化がないものとすれば、吹所の決算における「利」と「有物」が、「元方帳」の「吹屋利」と「吹屋」に当たるのであろう。

別子銅山の決算は毎年七月十四日付と十二月晦日付で二回行われる。期首残銀、収入、支出、荒銅の生産高、期末残銀がそれぞれ詳細に記録されている。この下期の

期末残銀が「元方帳」の「別子銅山」(資産)に当たるのである。その内訳は、売物(荒銅)、鏈代、小炭代、大炭代、取替、有銀などである。銅山の諸施設のための経費は支出のうちに含まれているが、施設そのものは資産として計上されない。支出の部には銅山稼行にかかわる経費のほぼ全体が計上されるが、収入の部はその多くが為替銀などであつて、荒銅の売上額は銅山の決算には示されない。

銅山から出荷した荒銅を、自家の吹所や他の吹屋へ販売する過程を扱うのが「丸数帳」であつたと想定される。「元方帳」の「吹屋利」と「丸数帳利」を比較すると、後者の額がずっと大きい。この関係は「元方帳」の全期間にわたって同様である。「丸数帳利」は荒銅価格(大坂相場)と生産原価との差益によるはずである。ここに銅山・吹所一貫経営の有利性をみることができよう。

なお銅山稼行に関しては、いわゆる「買請米」の運用による収益がある。「買請米」の収支を記録した「御米

帳」(元禄十五、天明二、一七〇二、一七八二)があり、そこでの利益が「元方帳」の「御米帳利」として示されている(ただし「御米帳」の宝暦四年の利益が「元方帳」の宝暦五年に示される)。

「元方帳」で次に銅関係の科目とみるべきものは「銅座」(資産)である。宝暦元年から同十年まで連年一、〇七五貫六八匁八三という固定した残高が計上されている。このうち銅座への売上銅代金の占める額については、寛延三年(一七五〇)十一月現在の銅座への滞貸が別子銅代五九一貫九二七匁、正銀取替二〇〇貫目、内受取済一〇貫目という数字がある。<sup>(5)</sup>受取済分を銅代金と取替銀に比例配分すると、銅代の残高は五〇九貫目余となる。住友と銅座との関係の全貌については今後の研究の進展が期待されるが、さしあたりこの数字を、銅売上代の滞納分とみておきたい。

「元方帳」の宝暦五年勘定ではこの他、「取替帳」(資産)の「銅吹賃」(恐らく吹賃の滞納分)も銅関係の科目と

してあげることができよう。

右にあげた「吹屋利」、「丸数帳利」、「御米帳利」(以上収益)、「別子銅山」、「丸数帳」、「吹屋」、「銅座」(うち五〇九貫目余)、「銅吹賃」(以上資産)を銅関係の科目と考へたい。なお、「取替帳」に「銅会所」という科目があるが、これが銅代金なのか融通その他なのか未詳なので、銅関係にふくめるのを留保した。

#### 四

次に不動産関係の科目に移ろう。住友家の所持する不動産は、大坂・京・江戸・長崎にある家屋敷と大坂周辺の田畑である。家屋敷は「元方帳」には計上されない簿外資産であるが、家賃収入は収益として計上されている。「元方帳」での「家賃」の推移をみると、宝暦元々五年(一七五二一五)は六九貫目台、六二貫目台を示しているが、六年に三三貫目台、七年には一一貫目台に落ち込み、八年からやや回復するものの、九年の五〇貫目余がせい

ぜいである。このような事態を背景にして、同十年制定「勤方帳」への追加条項として「家賃方普請方仕格之覚」(抱屋敷の管理、普請に関する規定)が制定された(同十一年)。その中の一項である「借家惣絵図」作成規定に基づいて作成された「大坂諸所借家画図」(8)によれば、大坂で所持する家屋敷三七か所の店賃総計七五貫五二一匁六、うち家守料・町儀を差引き、糞尿代を加えて、取高五九貫五二九匁一三五と見積られている。江戸・長崎で所持する家屋敷の家賃はそれぞれ江戸中橋店・長崎店を通じて徴収しているから、「元方帳」の「家賃」は大坂と京都(五か所)の取高を合算・計上しているのであろう。江戸「四ヶ所宿料」は中橋店の収益のうちに示されている。また「長崎店」(収益)として計上されている四貫三一九匁七五は、宝暦二年、九年などの科目名からみると、宿賃であると推定される。

不動産のうち田畑は「田地上荷」として資産に、また「作徳」が収益に計上されている。「田地上荷」には、

山本新田をはじめ天王寺領・今宮村の田畑のほか、上荷船・茶船と、宝暦九年以降入手した家屋敷がふくまれている。<sup>(9)</sup> これら「田地上荷」は天明二年（一七八二）「元方帳」の記帳が再開されるに際して一括簿外へ移され、同年期末以降資産として計上されなくなった。

なお、資産の部に「山本新田」として新田百姓への種類の貸付が計上されている。それゆえ同じく「今宮天王寺」とあるのも同様の貸付とみてさしつかえあるまい。また「家賃方」、「舟床方」とあるのは、その関係の債権（恐らく家賃や舟の使用料の滞納分）なので、これらは不動産そのものとは区別して取扱いたい。

## 五

営業店では江戸米店（札差業<sup>(10)</sup>）だけが、独立した決算を行っているように見受けられる。江戸中橋店・同米店・長崎店の、収益・費用・資産は引用史料および第1表に示されているとおりであるが、中橋店の収益は「方々用

立金利」と「四ヶ所宿料」を合算したもの、また長崎店の収益も前述のごとく長崎における家賃収入である。一方この両店の費用はそれぞれの収益を大きく上まわっており、これは宝暦五年に限らずこの時期の恒常的な姿なのである。すなわちこの両店は、それぞれの店限りで業績の明らかになるような決算を行わない、本店と一体の出店であったとみななければならない。これに対して米店は、宝暦元々一〇年の間、年々八七貫目余から五七貫目余の収益をあげ、店入用と豊後町家への送金をさし引いた純利益は、期末資産の年々の増加額（同九年のみ減少）にほぼ等しい。米店の業績が良好であるためと思われるが、同八年からは別口の貸金（「金銀帳」のうち）という形での資金の投下も始められる。こうして「元方帳」の期末残銀（純資産）中に占める米店の比率は、宝暦元年には五・四％であったのが、天明三年には一七・五％になっている。

本店の金融活動もこの時期の住友の事業において、銅

山・吹所の経営とならぶ重要な柱なのであるが、多岐にわたるその全貌を解明するのは簡単なことではない。

「元方帳」の金融関係の科目としては、収益の部では「金銀帳」のうち利請・家賃利・代物質利・当座貸利、「中橋店」のうち方々用立金利があり、また資産の部では「金銀帳」のうち古貸・家賃・代物質・当座貸・銅座貸（うち融通相当分）、「取替帳」のうち銅吹賃以外の分、「山本新田」、「今宮天王寺」をあげることができよう。

右にあげた各事業部門以外のものとしては、「大払」、「小払」は、本店の会計担当部課における帳尻を示すものである。「大払方」は事業全体の本部である広義の本店の、「小払方」は狭義の本店の会計という分担があつた模様である。<sup>(11)</sup>

## 六

さて、「元方帳」の勘定科目についての右のような理解を前提として、収益・資産の構成を示したのが第3表

である。この表に関しては次の点に注目したい。

(1) 収益・資産の両面にわたり銅山・吹屋と金融の占める比率は圧倒的であり、この二部門が事業の柱となっていること。

(2) 収益面で抜群の比率を占める銅山・吹屋が資産面では比較的小さく、逆に、資産面で比率の大きい金融が収益面では小さいというように、この二部門は収益と資産の関係では対照的であること。ただし銅山の諸施設は前述の通り資産として計上されないので、資産面で銅山は低く示されること、また本店の金融活動についてはその実態にまだ解明されない点が多いことなどを考慮しても、この対照には注目すべきであろう。

右の点を確認した上で、事業の動向を明らかにして行くために若干の見通しをのべて、一応のまとめとしたい。

(1) 収益面で銅関係事業への依存度は非常に高いが、とりわけ「丸数帳利」はそれだけで収益全体の五〇%以上を占めている。「丸数帳利」の推移を産銅高のそれとあ



第3表 収益・資産の構成(宝暦5年)

〈収益〉		
	匁	%
銅山・吹屋	421,306.97	(63.0)
利息	114,437.46	(17.1)
家賃	69,215.82	(10.4)
米店	51,984.954	(7.8)
作徳	11,015.68	(1.6)
小払	714.14	(0.1)
計	668,675.024	(100.0)

〈資産〉		
	匁	%
貸金	6,009,563.838	(60.2)
銅山・吹屋	2,314,282.8	(23.2)
田地上荷	600,217	(6.0)
米店	585,879.363	(5.9)
その他	463,805.94	(4.7)
計	9,973,748.941	(100.0)

わけて表示したのが第4表である。「丸数帳利」は前述のごとく大坂における荒銅価格と生産原価との差益による収益であると考えられるのであるが、産銅高に極端な変動がみられないにもかかわらず、「丸数帳利」の変動は大きい。本店の収益全体を左右する「丸数帳利」の動きを説明するためには、銅の生産・流通に関する基礎的データの収集・分析が要請される。

(2)本店の金融活動についてはほとんど全面的に今後の

第4表 「丸数帳利」と産銅高の推移

年次	丸数帳利	産銅高(重量)
	匁	匁
宝暦元	513,791.16	142,178,025.6
2	238,122.61	132,637,284
3	304,689.92	132,710,760
4	329,503.72	142,643,404.8
5	336,777.03	128,218,099.6
6	81,185.27	133,695,993.6
7	68,545.14	125,614,580.8
8	112,828.63	123,537,211.2
9	250,944.64	133,339,015.2
10	296,073.59	123,320,714.4
天明2	225,625.86	116,915,760
3	193,111.48	119,737,800

注) 産銅高は、「予州別子銅山御連上控」3番、同4番、「予州別子銅山御連上帳」5番による。

課題としなければならない。それは銅の生産・流通と直接・間接にかかわりのあるケースが多いことが予測されるので、住友の事業の研究をすすめる上で不可欠であるとともに、幕藩制下の金融構造の研究にも寄与しうるのであろう。

(1) 安岡重明『財閥形成史の研究』(昭和四五年、ミネルヴァ)

書房) 二六頁

(2) 三井文庫編『三井事業史』資料篇一、二(一九七三、七

年、三井文庫)

(3) 「勤方帳」(宝曆十年)に左の規定がある。

一大払方諸店勘定精帳不残揃ひ候上者、無遅滞本番惣勘定帳  
仕組可申候、尤小払方可致手伝候、支配人立会、入念取立  
申候上ニ、口々引合相改、相違無之上ニ而主人共立会、諸  
帳面可致押合候事

(4) 「銅山帳」(前欠、宝曆十一年下期、明和九年上期)

(5) 「年々諸用留」六番

(6) (7) (8) 『泉屋叢考』第拾五輯「近世に於ける住友の不

動産業―序論―」

(9) 「家屋鋪田地船方控帳」

(10) 『泉屋叢考』第拾六輯「札差業と住友」

(11) 「勤方帳」

# 廣瀬宰平欧米巡遊日記

## 下 ヨーロッパ

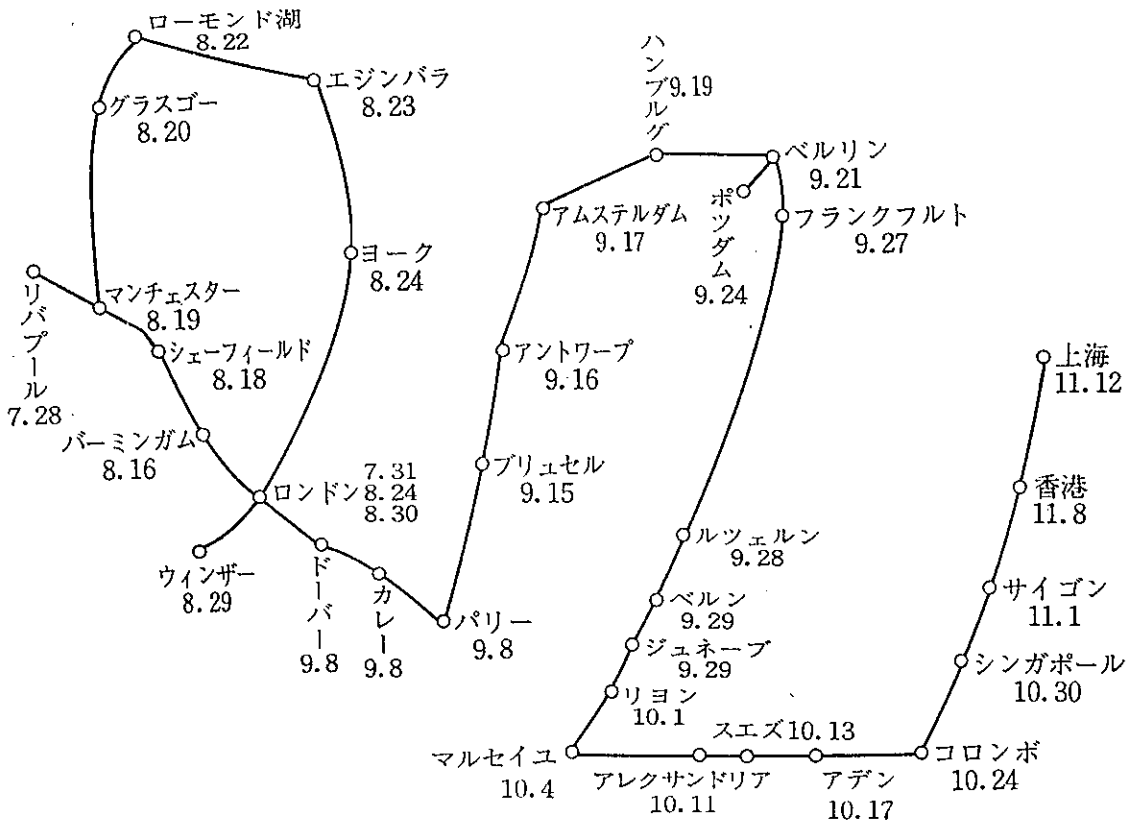
(明治二十二年七月)  
 ● 廿一日、廿二日南風、時々雨来タリ。船ノ動揺烈敷船客一同困臥ス。

● 廿三日、廿四日快晴、速力大ニ進ム。

● 廿五日曇天。

● 廿六日、廿七日、廿八日曇又晴。廿八日正午英国リハブール港着、上陸ス。停車場前ノホテルノースウエステル号止宿。佐藤明日倫敦ニ行。晚景離袖ス。上野某氏迎ニ来ル。此日本人ハ名譽領事ホワース氏ニ寄宿ス。

● 廿九日陰晴不定、此夕ホワース氏ノ招請ニヨリ我一行皆々参趨。陪席者田中氏も交ル。待遇上善美ヲ尽し、食後



日本古器物ヲ見ル。一室内ニ飾列ス。式千百品。

●卅日、トヲクヲ一見ニ罷出ル。之レ廣大ノ構造ニテトヲク荷庫ノ計畫位過其價七千万円ト云ウ。如此ノ者五ヶ所アリ。

●卅一日晴、十一時リーハフル発車シ、午後三時半倫敦イウストン停車場前ノイウストンホテルニ着ク。宰平事今朝来食物ノ為メか胃痛病ヲ発シ微恙ニ罹ル。モリソン社長イワタ氏代并ニ正金銀行野口守三郎氏等迎ニ来タル。着宿後イワタ氏ニ面會、談話數刻。

●八月一日晴、昨日来ノ胃痛不止、醫師ヲ迎ヒ診察ヲ乞、藥汁ヲ設シ宰平終日加養。日本ヨリ郷信アリ。滿正ヨリ来ル。

●二日晴陰不定、醫師又来タル。終日平臥養生。夜分日本銀行ヨリ建築ノコトニテ派出セン辰野金吾氏・岡田面會ニ来タル。初テ相逢ヲ。

●三日、宰平病氣未全快、加養ニ注意ス。

●四、五日、前日同断、無事加養ス。午前為試馬車ニテ

公園地并ニ古寺え遊覽、夜陰散歩ス。

●六日晴、イワ田商會ヲ訪ひ、帰途ノ船室等ヲ手當ス。而後領事館え出テ吉田惣領事ニ面會ス。時ニ園田前領事来ル。初テ相逢ウ。園田氏近々家族引纏帰国之よし。正金銀行ヲ訪ひ山川氏其以下ニ面語ヲ得テ、十一時三十分旅舎ニ帰ル。

●過日来来診スル醫師某午前ニ来リ、我容体上漸ク快方ニテ後患手當ノ藥劑法ヲ投シ去ル。四回ノ来診ニ對シ我貨幣拾壹円ヲ投謝ス。夜陰臘細工ノ遊覽場ニ到ル。其精工ナルト壮大ナルノ仕掛ケ、或ハ古代ノ人像現今ノ風俗百般見ルニ足ル。我邦生人形細工人ノ如キニ非ス。賞感ス。地下ノ鑛道氣車ニ乘シテ鑛坑間ノ有様ヲ思ヒ起セリ。家郷え出狀ス。

●七日晴、午前十時ヨリ馬車ニテ公使館ヲ訪フ。岡部代理公使ニ面會ス。代理公使ハ我藩華族ニシテ、青年米國ノ留学生ヨリ為リ立シ人タリ。夫ヨリ地上ノ氣車ニテ府外ニアル水晶宮ヲ実見ス。之レ亦可驚大壮大ノ構造也。

筆以テ美観ヲ尽ス能ハズ。

・不在中訪ひ来ル人、佐藤氏・両藤田ノ粹藤田平太郎・

藤田由次郎

平田↓改稱

●八日晴、午前諸買物ニ奔走ス。大陸漫遊スルノ通弁人獨逸某来ル。

●九日晴又雨、モヲレ一商社ニテ反物其外之品ヲ購求ス。夜ニ入農商務南貞助氏来ル。

●十日晴、メエブール外大商社タル家具ヤニ到ル。土用日ニテ公使館より日本料理ノ案内アリ。手嶋一人ニ參席。

●十一日日曜日、午前南貞治氏旅宿ヲ訪ウ。

●十二日雨又晴、英国銀行ヲ訪ひ候処、公正手續ヲ為スベシトノ事ニテ其事務所見ル能ハズ。因テ金細工屋之立寄り帰ル。

●十三日イワタ商社ヲ訪ヒ、同人ノ案内ヲ以製作所傾坑道ノ注文スル場所ヲ見、夫より造幣寮之罷出候処、午後二時ニ至、空腹ニテ一見ヲ果サス帰館ス。失望之至。

●夕七時より領事吉田次郎氏ノ案内ニより、料理店ニテ

晚餐ヲ喫シ、衆員八名圓坐緩語ニテ帰ル。

●十四日晴、買物ノ為メ地下鑛道氣車ニテ往復ス。夕七時公使館ノ案内ニより參席ス。日本料理ノ饗応アリ。

●十五日晴、手嶋氏佛国巴京ニ到ル。夕七時より水晶宮ノ花火ヲ一見ニ奔ル。原田氏同行。午後八時該所ニ到ル。其壮大タル趣向、玻璃燈該場ニ列輝シ、其園庭処々より上下ノ花火目ヲ驚カシ、況哉最後ノ仕掛米国南北激戦ノ勢ニ似タリ。水火ノ仕掛驚愕シテ帰ル。

●十六日、ボルミーンハムへ出発ス。イユーストン停車場より乗車、原田氏・弊老并妻・高木とも四人ノ一行也。午後六時ボルミーンハムニウストリート停車場ホテル止宿。

●十七日朝雨、而ル後晴トナル。金物製造所ヒンクレー製造所ランプヲ製作ス。又カアトラント製造所、之レハ戸前其外ノ金物ヲ製造ス。巡視了テ帰宿。午餐ニ就ク。午後公園地ト美術館ヲ巡観ス。

●十八日晴、日曜ニ付市街寂無聲。午前街上散歩。午

後四時発ノ氣車ニテセーヒイルニ到ル。午後七時該市ノ  
ビクトリヤホテルニ止宿ス。

●十九日曇天、午後十時馬車ニテデクソン食器物製作所  
并ニジョンフララン製鉄所ヲ巡視ス。該製鉄所ハ軍艦用  
鉄ノ製所ニシテ、職工ノ数七千人、該所ノ周囲一英里ト  
云ウ。其大膽ナル工場ノ有様地獄か火事場ニ似タリ。午  
後四時三十分氣車ニテマンチストンニ行ク。六時十五分  
マンチストンクインズホテル止宿。

●廿日雨、マンチストン市街ヲ馬車ニテ巡視。午後一時  
四十分ノ氣車ニテスコット蘭ノクラスゴーニ赴ク。途中  
田舎ノ有様左右山脉原野ノ風景聊か見ルニ足ル。午後八  
時五十分クラスコー鑛道會社、ホテルセントラル停車場  
ホテルニ止宿ス。上等ノ部屋頗ル結構。宰平是レ迄經過  
シ投宿ノホテル未曾有ノ美室也。

●廿一日晴、長睡半日ノ休養ヲ得、剃鬚浴湯精神爽然タ  
リ。午後クライ川ノ兩岸ニアル造船所ヲ見ル。兩岸ノ位  
地日本大阪阿路川(安治)ノ下流ニ似タリ。帰路市街公園地、大

学校ノ風景頗ル幽致。

●廿二日雨又晴、午前十一時之氣車ニテクラスコヲ発シ  
ロフロモンドーノ湖水ニ出、蒸氣船ニ乗ス。其湖水ノ風  
光左右ノ山岳筈立シテ我日本ノ山相地理ニ彷彿タリ。或  
ハ琵琶湖ノ如ク、又中国海灣ノ景色ニ似タリ。インバス  
ネイト云ウ。氣船間凡式時間、上陸馬車ニ乗ル。此処ニ  
瀑布アリ。奇景ヲ見ル。馬車行間小湖水ノ岸頭ヲ行。凡  
三哩ニシテ復湖岸ニ出、是ヨリ小蒸氣船ニ換載シ、竹生  
嶋ノ如キ湖中ノ嶋嶼ヲ回漕シテ、黄昏上陸、又馬車ヲ以  
山間ノホテル則トロサクト云ウ処ニ止宿ス。寒冷初冬ニ  
似タリ。室内五十七度、老身冷却堪エ難シ。

●廿三日陰、雲冷、漸馬車ヲ以四哩ヲ行キ、カラランダニ  
テ鑛道ニ逢ヒ氣車ニ乗シ、午後二時頃イジン原原ニ着シ、  
ロヤヤルホテルニ止宿。午後五時より市街ヲ巡視ス。ク  
ラスコ云ウ詩人有名ナル記念碑像アリ。岩上古城アリ。  
英帝ノ第二ノ皇太子茲ニ居住ス。古跡ノ情況見ルニ足ル。  
●廿四日晴又雨、午前九時イジンバラヲ発シヨラク驛ニ

テ午後三時頃昼食ヲ喫ス。車中ノ食事頗ル愉快ニシテ、午後六時半龍動府ニ帰ル。ウラーバン・ハウスホテル、旧識ノ宿所也。手嶋氏も又今朝巴里より帰ル。

●廿五日、日曜ニ付長睡。藤田傳・鹿氏(廣)両家ノ悴、藤田平太郎・藤田芳次郎氏來訪。

●巴里博覽會ニ派出スル成嶋氏同宿其他大久保氏ハ獨逸公使官詰ノ人、中出氏公務屬員也。

●廿六日晴、小買物ニ散歩ス。

●廿七日晴、午前博物館ヲ一見ニ出ス。其陳列品世界中ノ古器物古書画而已ナラズ、凡人事ニ要スル物品一トシテ有ラサルナシ。温古為新眼力ノ及ヒ所ニアラズ。其幾百品集合スルヲ感スル耳。

●廿八日晴、午前洋服やえ行き、夫ヨリ旧倫敦城ヲ一見ノ為、城内ニ入ル。古武器ノ陳列、懷古ノ情ヲ起セリ。午後國會議事場へ到リ、入場シテ議事ヲ傍聽ス。

●廿九日晴、寒暖計七十四五度、如ニ嚴暑。午前ウインヅル宮城ニ行ク。里程凡廿一哩。氣車ニテ走ル。所謂古

城ニシテ百五十年前ノ建物也。質朴古風ヲ存シ、其内部ノ結構ハ筆ニ尽ス能ハス。女帝不在中人民ノ博覽ニ要ス。●三十日朝來霧深、午前十一時英國銀行一見ニ園田ノ周旋ニテ諸社ニ就キ、法務局ヨリ金庫ニ至ル迄悉皆巡視之。海軍大佐伊月某氏夜ル來ル。

●三十一日暑氣七十五度、剃鬚浴湯終日在宿。荊妻一昨日来風邪ヲ帶ヒ、醫師迎ヒ服藥ス。

●九月一日、曜、終日休養。

●九月二日、近日當府發程ニ付、留別筵ヲ開ク。招請ノ人

領事吉田次郎氏 園田氏 南氏 増田榮作 末延氏  
正金銀行 山川氏 西免

野口 原田 亭主側兩人 メ拾一人

右ハホテルミトロホールにて會同ス。

●九月三日、園田氏ノ宅ヲ訪ヒ、帰途公使官ヲ叩キ岡部代理公使ニ面會告別ス。夜ル南貞介殿來臨。長談數刻。

●四日、原田氏クラスコえ行離別ヲ告ク。イウストン停

車場へ送ル。

●五日、ブリーチン博物館ヲ一見ス。古代ノ物陳列如<sub>レ</sub>山。エジプトノ有様、ロロマノ衰情ヲ見ルニ足ル。園田孝吉氏夫婦来ル。不在中ニ相逢<sub>ニ</sub>遺憾也。

●六日、為<sub>ニ</sub>暇乞<sub>ニ</sub>領事官・正金銀行・三井物産社・イワタ社え巡回ス。

●七日、旅装調理、明日佛京え発し之準備ヲ為ス。

●八日、午前十時倫敦ヲ発シ、凡二時間ノ氣車ニテローバニ着シ、直ニ蒸氣船ニ換載ス。此海路廿五哩。風静ニシテ平波、中一時十分間ニテ佛領カレ<sub>イ</sub>港ニ上陸シ、又氣車ニ乗ス。時間ハ午後二時過キ也。氣車中凡五時間ニシテ巴京クリンラン街ロアイヤルヲテルニ着クス。成嶋氏・中出氏迎ニ来ル。晚食シテ後凱旋門邊ヲ散歩ス。佛京ノ市街路廣ク、樹木左右至テ幽致、幸ひ旧八月望夜月清明。夢一世、那翁一憾アリ。

●九日朗晴、成瀬氏路宿又柳谷氏ノ旅宿ヲ訪ひ帰ル。午後博覽會場ヲ一見ス。鉄製ノ大塔天ニ聳ユル物アリ。是

レ佛人エ<sub>ー</sub>ヘエル、其他各国ノ陳列品言語筆紙ニ尽ス能ハス。

●十日、午前公使館ヲ叩キ田中公使ニ面會ス。帰路森村市太郎氏・其舍弟并ニ起工會社執行弘造氏ニ相逢ヲ。此一行も一昨日米國より直行、此地ニ来ル。我旅舎ヲ訪ひ去ルノ途中也。同宿ノ北海道佐藤氏ト共ニ午後四時よりボアドブロンコ公園地ヲ一見ス。夜ル繁華ノ市街ヲ散歩。

●十一日晴、森村旅宿ヲ訪ヒ長談ス。江州大津人原田貞之助氏ヲ大陸ノ通舟者ニ雇ひ隨行サセル事ニ談相調ウ。夕食後、博物館ノ夜景ヲ見ル。飛泉水色ノ五色ヲ為ス。今見ル始テ電氣学応用ノ妙。感伏々々。壯觀ノ巨大ナルハ倫動水晶宮ノ夜景ヨリも優ル。

●十二日晴、旧知人我横濱旧蘭八社ノカイセマンハル<sub>一</sub>當府ニ在ト聞キ、其社ヲ訪ヒシニ瑞典エ避暑出遊中、不<sub>ニ</sub>相逢<sub>ニ</sub>遺憾々々。

●十三日、午前博覽會ヲ見物ス。午後七時より公使館ノ招請ニ逢、妻ト共ニ參席シ、田中不士麻呂公使夫婦ノ待



遇町嚙也。食後九時退席シ、ヲベラ芝居ヲ見物ス。此戲場ハ官立ニシテ、其場ノ建築飾裝世界無比ノ物、我目ヲ驚ス。

●十四日、明日発途ニ付其支度ヲ為ス。夕七時より博物館長柳谷氏ノ案内ニテ上等ノ料理やニテ肴物ノ美味ヲ食ス。

●十五日晴、午前八時発ノ氣車ニテ白耳義ニ走ル。午後三時白耳義ノ都府ブルセルニ着ク。フランスホテルニ止宿。同行我一行佐藤氏・通弁原田貞之助也。着後市中巡視、國會議堂ノ内幕ヲ見ル。

●十六日快晴、午前市中外巡覽シ、午後二時アンベルスニ行ク。午後三時過キ着ク此間ノ氣車。一時間餘。クランドホテル止宿。着後市中散歩。公園地小風景也。古寺ヲ見ル。日本ノ寺院ニ内幕ク粗似タリ。

●十七日晴、朝飯後馬車ヲ以テエスヲ川ノ片崖ナルドツク荷揚場ヲ見ルニ、其崖頭ノ建築可<sub>レ</sub>驚ノ廣大ナル荷揚場ヲ造ル。凡拾五丁間連棟ナルトタン屋根惣テ鑲造也。此

川ハ上ミ佛国下モ阿蘭陀ノ海ニ出ル。蘭海を隔ル凡廿英里ノ水上ニテ此港ヲ為シ、英ノリハフウルニ比スルノ大港也。氣車幾百艘荷物ノ山ヲ為ス。繁華福有以テ可<sub>レ</sub>知。午後三時後発ノ氣車ニテ阿蘭陀アムステルダムニ行ク。途中帝王ノ居地ヘーエノ云ウ静寂ノ地也。午後七時三十分アムステルダムアムステルホテルニ投宿ス。

●十八日秋晴明美、朝飯後市中徘徊ス。川流市街ニ縦横、水運ノ便我大阪ニ似タリ。旅情ヲ慰ム。

●十九日陰、午前十時発シハンモルクニ行。氣車中十一時間ヲ費シ、夜九時五十分ハンモルク着ク。セントピートルスホルクホテル止宿ス。

●廿日陰晴不定、午前名譽領事ブルヒーヤルト氏ヲ訪ひ、又神戸より添書アルハイナメン商社ヲ訪ひ——氏ノ案内ニテ市中ヲ巡視ス。ブウルス、博覽會、川中ノ茶店、右三ヶ所ニテ愉快ノ見聞ヲス。

●廿一日雨又晴、午前十一時過キ発シ、午後五時獨逸伯林着ク。マグネベリヒホテル止宿。公使館大久保學而氏

迎ニ来タル。周旋頗ル行届キン也。

●廿二日陰、市中徘徊ス。尤地下ニ動物園アリ。岩石ヲ以テ其位想ヲ為ス。頗ル天然ノ岩窟ニ似タリ。夫レヨリ公園又有名ノ寺院宮殿ノ外面ヲ見ル。

●廿三日陰晴不定、先帝ノ王宮ヲ見ル。内幕ノ構造百五十年前ノ物ニシテ漸次ニ裝飾ス。英都ノ宮殿ヨリ一層ノ工藝ヲ覺ウ。夜ル臘人形ヲ見ル。

●廿四日秋晴如洗。ポツダルノ離宮ヲ拝觀ス。伯林ヲ隔タル氣車道三十分時間ニ着ク。離宮ハフレデリック第一世ノ王ノ住居スル所也。仙去ノ後チ、生前ノ遺愛物皆ナ存在ス。其庭園ノ幽邃ナル、深山ニ入ル如シ。ホツダンハセルマン国ノ旧都也。今ノ帝王モ此地ニ住居ス。此王宮モ又壯觀也。午後四時ニ歸リ、夜ル日本好キ老婆ノ家ニ行キ、日本料理ヲ食ス。此食ニ就ク日本人

光村ノ生徒 原田 貞助 緒方周次郎 村岡 範一  
秩父 忠兼 大久保學而 澤井 廉 田中 正平  
北里、旧知ノ醫者 岡山ノ人 淡路ノ人

●廿五日雨、午後四時より北里氏・緒方氏ノ周旋ニて名醫セナートル氏ニ診察ヲ乞ヒ、冷却スル宿痾之療養ヲ依頼ス。懇ニ診察ヲ得ル。輕症タリ。大ニ老後安心ヲ来タス。夜ル伊太利や料理店ニて一同相食ス。

●廿六日雨又晴、午前器械博覽會ヲ見ル。帰途バノラマノ画景ヲ見ル。獨佛戦争ノ有様眞正ノ憾<sup>(感)</sup>アリ。佛敗北ノ景情、其慘情可憐。夕七時発ノ夜氣車ニ乗シ、フランクフルトニ走ル。送り人、松方・緒方・北里・日高鮎進物・原田貞助・扶美・大久保・村岡。夜氣車尤モ安全ニシテ動揺少シ。

●廿七日陰、午前七時フロントフアルト着ク。ウエステンハ<sup>アベ</sup>エンドハアベホテルニ上ル。暫時休養シ、午後食後馬車ヲ以市中徘徊巡覽ス。午後夜九時三十分之寐氣車ヲ以テ瑞典蘭ニ赴ク。

●廿八日朗晴、午前九時二十分瑞西蘭ルーセル着ク。シハイセルポフホテルニ上ル。此地小湖邊ニシテ環山巖峨タル雪山ヲ見ル。其光景我江州湖山モ三舍ヲ避ク。午

後馬車ヲ以湖山迂回タルノ地ヲ跋涉シ、キスナハトノ酒樓ニテ休憩。一醉シテ帰ル。

●廿九日雨、午前九時四十分之氣車ニテゼネバニ赴ク。

時計製造、繁華ノ地也。午後十二時三十分ベルンニ到ル。此地中央政府ノ有ル地ニテ大頭領居住ス。小国ニシテ大頭領ノ給料ハ纔か五六千弗と聞。黄昏六時三十分ゼネハ着ク。ホライリハーチ投宿ス。湖邊ノ高樓にシテ風景絶妙。

●三十日。ゼネハ滞留、湖邊散歩。

●十月一日晴雨不定、午前十一時ゼネハヲ発シ佛領ニ入ル。午後六時過キ里昂<sup>リヨン</sup>府着ク。正金銀行店長川嶋忠之助氏迎ニ来ル。無事ドリヨンホテルニ投宿ス。

農商務省より出張員三吉米熊氏来タル。蚕製ノ話アリ。

正金銀行店員 市川亮助

●二日晴、午前十時正金銀行ヲ訪ひ、該雇人佛人ノ周旋ヲ以手織ノ織物場ヲ一見ス。夫ヨリ市街ヲ巡視、ハアクヲ見ル。

●三日晴、午前剃鬚浴湯。午後川嶋氏ノ誘行ニテ諸器械製造所并ニ製絲場ヲ見ル。夜ル川嶋・市川両氏と同食、清談時ヲ移ス。

●四日晴、午前十時ノ氣車ニテマルセルニ行ク。送別大川嶋・市川・三吉米熊氏三名也。夕六時三十分マルセルニ着ク。グラントホテルマルセルニ投宿ス。

●五日雨、午前名譽領事ジュウリー氏訪ヲニ不在、不相逢。午後ニ至リ同氏尋来ル。十五年前ノ談話ヲ尽し去ル。午後市内外巡覽海邊ノハアクヲ見ル。頗ル幽栖ノ居アリ。郷書投来ス。

●六日晴、本日乗船ニ付旅装ヲ調度シ、午後二時ニ佛船コンゴ一号ニ乗ル。此地迄ニ僱雇人原田貞之助氏送テ船ニ来ル。離別ノ情切也。大阪商船會社原田虎造氏ト同船、帰途ヲ同ウス。此行日本同船人 谷口醫師 澤井廉岡山人 午後五時マルセル出港。

●七日晴、海波微動、船東奔ス。北ニ當リ第一世那翁ノ生スル嶋アリ。コルシカト云ウ嶋ヲ見ル。

●八日晴、海波平如席。正午伊太利シ、リシ嶋メシナノ海峽ヲ過ク。其間咫尺。

●九日晴、無事。茫々タル海天、終日不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>陸。寒暖計八十度。

●十日晴、無事、前日ニ同シ。午後東風白波走ル。

●十一日晴、暁天燈明臺ヲ見ル。アレキサンド近シ。午前六時半同港ニ着ス。アフリカ州土人端船ヲ以上陸ヲ催ス。或ハ小雜貨ヲ販ク。午後十時アレキサンド発シ、其夜十一時ホヲトサイド着港。此地蘓西堀割ノ入口也。該港ニ上陸シ、冒子・煙草ヲ購求シ帰ル。

●十二日晴、午前二時半出港。堀割間横幅纔か十五六間ノ間凡八十英里ト聞ク。西アフリカ洲ノ湖水、東アラヒヤ洲只砂漠ニテ點々土人ノ居アリ。所謂黒人種ノ住居ヲ見ル。暑未<sub>レ</sub>炎八十度餘。夜十時該船舫浅砂ニ乗リ上ケ其混雜不<sub>レ</sub>少。十二時頃ニ至リ小蒸氣ヲ雇ひ引卸シ、漸ク無事堀割間ヲ通行ス。

●十三日、曉ス<sup>(三)</sup>イスニ至ル。此所紅海ノ西頭也。埃及ノ

領土。是より紅海、炎蒸甚シ。然ルニ氣節好時機ニより八十四度。

●十四日、十五日、海海茫々ノ中平波暑氣如<sub>レ</sub>炙、九十度。

●十六日、無事。暑氣九十四度。

●十七日、聊か涼風ヲ覺ヲ。暑氣八十九度。正午アデンニ着ク。土人ノ黒舫風俗ノ野蠻極点可<sub>レ</sub>驚可<sub>レ</sub>憐。水鍊ニ長シ浴遊シテ錢ヲ囉ハントス。此処十二時間滯泊、退屈有<sub>レ</sub>餘。夜ル十二時出港。

●十八日清涼、暑八十七度、船室也。

●十九日、左右小嶋ヲ見ル。小動搖アリ。終日平安。

●廿日、廿一日、廿二日、廿三日、海上平波、無事、記スルニ事ナシ。

●廿四日、午後四時過キ印度セイロン嶋コロソボヲ府港ニ着ク。黄昏上陸。ホテルニテ一宿ス。暑威九十度。亭内如<sub>レ</sub>蒸。清涼ノ宝ヲ得テ安眠ス。

●廿五日、早起。朝茶後馬車ヲ以テ市内外ヲ巡覽シ、一ノ佛堂ニ詣テ爾。此地沙迦如来ノ誕生地也。印度土人ノ

居宅可憐。其人種ノ黒体ナルト生活上ノ貧困見ルニ忍ヒス。午前船ニ帰り十一時此港出發。

●廿六日、西南ノ風、船動揺ス。

●廿七日、廿八日、廿九日海上安寧。三十日午後三時半新加坡着港。上陸、ホテルニテ水浴。涼室ヲ得テ休憩。

晚餐ヲ喫シ船ニ帰ル。船内荷物ヲ揚卸シ大混雜。船室睡眠成ラス。甲板上終夜困睡ス。此地印度間一大港ニシテ西洋人・支那人雜居、繁華雜沓、殊ニ熱帶地。赤蘆炎々苦熱場堪エ難シ。

●卅一日、午前六時出發ノ際誤テ船底淺処ニ觸シ、船不通。救助蒸氣船ヲ要シ、漸ク午後四時前出發ス。

●十一月一日、朝來船行北向ス。西北ノ波高ク船動揺、安坐ナラズ。午後十時漸ク柴棍着港。直ニ上陸、客舎ヲ求ムルニ、該舎満員ニテ止宿ヲ謝断セラル。馬車東走西奔尋ルニ由ナシ。南京人ノ御者言語不分明、空敷本船帰ル。然ルニ船内荷揚ニテ其雜沓如ニ戰場。終夜甲板上ニアリ不眠。

●二日、亦客舎ヲ求ムルニ夜前ノ如シ。炎蒸如ク炙。終日終夜船内ニアリ。苦痛人事ヲ忘ル。

●三日、天長節、午前十一時出港。四日、五日、六日、七日、八日、逆風波浪。時々大雨飛散、船動揺不止。船客皆青顔困醉ノ情、旅中ノ第一苦痛也。

但一日ヲ誤アリ。前条四日朝出發ノ筈延行、十一時ニ發ス。故ニ本日迄困難ノ日、屈指則四日より八日迄五日間也。

●八日、午後九時漸ク辛シテ香港ニ着ス。日下部商店ノ青年兩名迎ニ來タル。小蒸氣船ニテ直ニ上陸、日下部主人波頭場ニアリ。案内シテ昇輿ニ乗シ同家ニ到ル。同家ハ山ノ中央高燥ノ地ニアリ。至テ美館。我夫婦一宿ノ愉快ヲ得タリ。浴後一行一同日本食ヲ喫シ、欲娛安眠ス。

●九日晴、該港市内外昇輿ニテ散歩。公園地幽邃。午飯後本船ニ帰ル。夕六時出船ス。

●十日晴、北風冷氣、船内寒暖計七十度。船小動揺。

●十一日、十二日、北風益々冷氣、船室六十一度。本日

上海

ハサンハイ着港ノ日取ニテ、船客歡喜之情ヲ為ス。此夜八時同港着ク。尤港口十二哩ヲ隔テ浅砂上ニテ、是より大川ヲ上ル故、郵便揚卸シノ小蒸氣ニ乗替ス。凡二時間ヲ費シ上陸ス。日本旅宿「東和洋行」ニ直ニ罷出シニ客満員ニテ宿シ難シ。故西洋アストルハウスホテルニ漸ク一宿ノ幸ヲ得テ安眠ス。

●十三日晴、朝茶後ホテルヲ出、三井物産會社ヲ訪ひ、  
(上田安三郎)  
店長植田氏ト田中氏ナル者ニ面會シ、同社より仕出しノ馬車ニテ市街ヲ巡視シ、彼ノ「東和洋行」ニテ午餐日本食ヲ喫シ、午後二時発ノ郵便小蒸氣船ニテ本船還ル。六時同港ヲ発ス。稍マタル西北風、更ニ波ナシ。快然ヲ覺ウ。

●十四日、前夜ノ如シ。海面平如<sub>レ</sub>席。暖色所謂日本小春ノ候ニ似タリ。

倫敦公園地

樹連<sub>レ</sub>路曲幾深通 中有<sub>二</sub>栽花<sub>一</sub>圓樣工

到處林園無<sub>二</sub>雅致<sub>一</sub> 唯殿噴水起<sub>二</sub>清風<sub>一</sub>

紅海

相逢船艦<sub>二</sub>有<sub>二</sub>威儀<sub>一</sub> 共翻英佛旗

休怪事皆背<sub>二</sub>名實<sub>一</sub> 看過紅海翠瑠璃



紐育鉤橋世界第一

日本千間

長六千尺 千八百八十三年落成 大潮之時 水面百三十五尺

幅八十五尺 道路五区ニ分ツ 建築之日數十三年

代千五百万円 地質代四百万円 橋杭ノ幅百廿八尺

紐育ニ在ル  
自由塔

銅鍊 三百尺 百万円

像百五十尺

觀瀑布於ナイヤクラ

潭聲激被水雲圍

現出長虹太巧レ機

畢竟大湖ニ口裂

噴爲ニ瀑布ニ自天飛

高架ニ鑲橋ニ行不レ難

留レ車橋上貪ニ奇觀

銀河倒落三千仞

人度ニ半空ニ相對看

可レ愛嗟頭避暑亭

壓レ軒綠樹頗清冷

請レ看不レ雷飛泉壯

倒有橋龍水霧滿淵一龍氣腥

華盛頓

曾從ニ都會ニ此遷移

巨大版圖如ニ豫期

啼鳥落花人就レ睡

議堂門戸閉來時

全州大政一無偏

占ニ地中央ニ重ニ國權

記念塔邊行樂子

凱歌猶唱百餘年

フラデルヒヤ書感

般々工業明繁昌

霏霧散煙遮ニ太陽

現間利堅今日富

來者質朴樸文堂

夏日紐育府雜詠

暑兼ニ市熱ニ兩如レ蒸

正午炎塵豈可レ勝

也有大都風俗鄙

婦人頭上賣ニ堅氷

地勢三方水曲隈

西爲ニ咽喉ニ海門開  
東當要處

聳レ天天女灣頭立

遠自ニ佛京ニ婚嫁來

天女像米俗呼曰ニ自由塔、千八百八十七年自ニ佛

國ニ贈ニ與之、以稱ニ贊米之獨立矣。其石身高殆五

百尺。

景有雅幽居靜訪

馳肩半月客忘レ還

湖岸幽棲心自閑

時欲米人來話レ俗

先生默々見ニ青山

馳肩暫此客忘レ還

心與ニ白雲ニ相共閑

米話英談一不レ解

半句默々坐看レ山

湖岸幽棲在ニ柳陰

漸軀前跡見ニ情綠

聽來無ニ復他鄉感

禽語叮嚀不ニ異音

湖山面々翠如浮

幾點有舟懸ニ水流

與ニ我琵琶ニ同景物

朝嵐夜雨夢ニ江州

七月望浮レ舟於ニ景有湖ニ遣ニ旅況ニ

涼月清風未ニ夜分ニ 徐々回棹水爲紋

倘使ニ坡公遊ニ此土ニ 單揚ニ赤壁ニ豈誇レ文

偶感

先秋鴻鴈過ニ江潯ニ 悠投ニ家書ニ慰ニ家心ニ

落手欣然封未レ拆 平安二字價千金

紐育雜詩

比肩英佛競ニ繁華ニ 幾萬人煙逐レ歳加

休レ怪蒼田變爲レ海 中天ノ鏡路地中ノ家

倫敦

北阡南陌悉塵寰 夜到ニ初更ニ鬧往還

雲吐霧吞龍動月 未ニ會容易照ニ人間ニ

輿地史略 支那エイ環史略

湖名ルニセルニ湖  
ゼネバーニ湖

瑞典ノ大山高嶽ノ名

伯林離宮ノ地ホツダム先王フレデリク

獨逸老帝ノ母公

佛那翁ノ為メニ

讐アリ

米国紐育ニモアリ

此地

ホランルバイナメン

神戶詰メボラス支配人

獨国ハンボルク港名譽領事ブルヒヤールト氏

佛リラン

白耳義鑲鑽石イスハニヤヨリ輸入

川名  
ロラル

伯林スブレ川

川名米国紐育府ホドソン川 倫敦テエムス川

イースト川

巴里センヌ川

巴里マルサイユニ宮殿

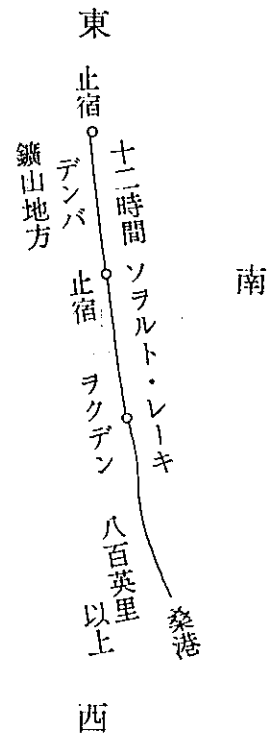
白耳義ハンベリスノ川

エスコ川

滿正小児学校ノ友人吳啓太氏ニ白耳義ブルセル

ニテ相逢ウ





免狀 バスボルト

日本人ベキン号同船

同伸會社 高木三郎

林 鶴吉

桑港領事館

紐育府ノ新聞 New York Mercury

モルキリユー

倫敦宿所街名ウラーバンフレイス。ウラーバンハウ  
スホテル

イユーストン停車場所

倫敦ヲ隔廿五哩農事試験所私立 国主 ロヲスー氏監理人  
キルハール氏八十餘歳、四十三年間初度より従事ス

伯林ハノーブル氣車六時間内海知事ノ粹

ユ大学校三ヶ年後試験

風呂 英ハス

佛バン

(後見返し)

私 氷 ツー  
ブリング。ミー。アイスウヲタ グラアセス  
持来也 水 コツプ

シヤインーシユウス マスタード ソラルト  
磨ク クツ からし 塩

ワン ツー スルイ フラ、 フワイブ シツクス  
一ツ 二ツ 三ツ 四ツ 五ツ 六ツ

セブン エイト ナイン  
七ツ 八ツ 九ツ

シユガートハコ シガレット  
砂糖 切煙草 紙卷同

セントラルヴァク。 四角  
スコヤ小遊園

茶 レイデス 女  
スブン テイスブン ホヤイーズ。ヲ、タコロセツト  
サシ サシ 小大便所アル

美術家ノ演覽

フワンギリ

長崎藤亭隣

ミどりや

商船會

白川丸

長崎支店長岸鏡治

(廣瀬宰平欧米巡遊日記了)

### 廣瀬宰平欧米巡遊について(承前)

前回のアメリカ篇においては、廣瀬は着実に近代化の進んでいたアメリカを巡覽し、特に鉱業に意欲的視察をつづけたことが知られるが、帰国後早々に別子銅山に鉱山鉄道を取り入れている。今回のヨーロッパ篇では、当時の超大国イギリスに四十日余を費して、ロンドンの地下鉄道汽車・壮大な製鉄所・造船所を見学、英国銀行・大英博物館・国内主要都市・史蹟などを巡って、その繁

栄の様を實見している。ついでフランスに渡った廣瀬は折柄パリにて開催中の万国博覽会を見物、博覽会のシンボル、鋼構造物時代の開始を示すエッフェル塔に登っては、米英両国における製鉄事業の視察と共に一層鉄への関心を深めたものと思われる。事実『半世物語』にも欧米巡遊土産は鉱山鉄道と製鉄業であったことを述べている。前回に記したように製鉄のことは残念ながら失敗に終った。しかしこれが後の住友の鉄鋼業への進出に無関係とはいえぬのである。さて博覽会場では競い合う各国の展示場を見たのち、ベルギーに向った。先ずここでは当時世界的であったアントワープの一大港湾施設を視察、ついでオランダ・ドイツ・スイスと三・四日から一週間をかけて視ている。そして再びフランスに入り、リヨンからマルセイユに出で帰国の途についた。地中海・スエズ運河・紅海を通り、セイロン島・コロンボ・シンガポール・サイゴン・香港・上海を経て十一月十六日無事帰国した。

なお、この日記に記載の漢詩草稿は成稿を得て、詩集『偷閑樂事』に収録されているので、次にこれらを連記した。尤もこの詩集は嗣子満正著『宰平遺績』（大正十五年発行）附録に収録のものにより、また便宜、この日記中の漢詩の所在を、各標題の下に註記した。（川崎）

船中遣興二首

（二号二頁）

幾度回頭立，森漫何所之。日東春盡夕，米北夏來時。風穩太平洋，檣懸無事旗。汽船神速甚，不復惱舟師。二旬長海路，白日似黃昏。霧裏帆無影，風前浪有痕。每眠移枕席，臨食飽鷄豚。桑港々猶遠，茫洋欲斷魂。

船中似青年諸子

（二号二頁）

乾坤同一體，日月似車輪。絕島多狼虎，外人豈鬼神。功名非僥倖，富貴在艱辛。寄語青年子，浪遊莫誤身。

途上

（二号三頁）

幾條鐵路響轟々，天地如奔衆眼驚。注意停車轉車處，南方誤向北方行。

城門巖名地鐵路甚危險

（二号四頁）

高攀山去欲消魂，異狀雲煙幾吐吞。一道谿流彎又曲，鐵車衝水入巖門。

六月十日、登常時多運名地鑛山逢風雪（二五号）

風雪霏々六月天，寒威凜烈聳吟肩。先生座在輕車內，不是跨驢孟浩然。

下車而行半里許、投宿

（二号二五頁）

異邦盛夏散天花，故踏銀砂不用車。記得曾年從鑛事，雪簑水笠晚歸家。

望落機山

（二号二五頁）

遠遊未倦豈思還，到處安寧不鎖關。比我富峰高幾許，夏寒雪白落機山。

無矢倉瀑布

（二号四三頁）

上流何處水雲圍，現出白虹天洩機。畢竟太湖々口小，噴爲瀑布向空飛。高架鍍橋行不難，留車橋上逞奇觀。銀河倒落三千仞，人在半空相對看。

華盛頓

(三號四三頁)

會從都會此遷移，絕大版圖如豫期。啼鳥落花人就睡，日長議院閉門時。  
全州大政一無偏，占地中央重國權。記念塔邊行樂子，凱歌猶唱百餘年。

費府書感

(三號四三頁)

百般工業盡隆昌，霏霧輕煙遮太陽。名利堅州富強本，猶存一字檄文堂。

紐育雜詠

(三號四三頁)

暑兼市熱氣如蒸，正午炎塵豈可勝。時看大都風俗異，婦人頭上賣堅冰。

地勢三方紺碧堆，東當要處海門開。聳天々女灣頭立，會自佛京婚嫁來。  
天女像米俗呼云自由塔，千八百八十七年自佛國贈之以稱贊米之風立，其石身高殆五百尺矣。

比肩英佛競繁華，靄々人煙歲々加。螻屈龍伸果如此，中天鐵路地中家。

湖邊寓居

(三號四三頁)

湖名曰景有雅山水絕佳，  
弛肩此地暫忘還，一掃旅塵身自閑。米語英言都不解，半句默々坐看山。

湖畔幽棲在柳陰，超然寄跡客情深。聽來無復他鄉念，鳥語叮嚀不異音。

四山積翠影如浮，有似琵琶湖水流。風景相同風土異，朝嵐夜雨夢江州。

七月望棹舟湖水遣旅懷

(三號四四頁)

涼月清風未夜分，徐々回棹水爲紋。倘使坡公遊此地，豈誇赤壁二篇文。